

紀美野町第1回定例会会議録
平成30年3月8日（木曜日）

○議事日程（第3号）

平成30年3月8日（木）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	小 椋 孝 一 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	湯 上 章 夫 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	山 本 訓 永 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	山 口 典 子 君

○欠席したもの

代表監査委員 向 江 信 夫 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 田 中 克 治 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

伊都堅仁議員より少しおくれるとの連絡がありましたので、報告をします。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の追加指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番、美濃良和君を追加指名します。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一問一答方式により、答弁を含め60分です。一般質問の通告は7人です。通告順に従い、順次質問を許可します。

5番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） おはようございます。議長の許可をいただきまして、一般質問を行います。

まず質問の第1点は、学校における教職員の働き方改革について質問します。

子供たちの豊かな成長を阻むような長時間の勤務を何とかしてほしいという学校現場の切実な声に応えて、中央教育審議会は昨年12月22日、学校における働き方改革にかかわる中間まとめを林芳正文部科学大臣に手渡し、それを受けた文部科学省は12月26日に緊急対策を取りまとめました。

教職員の長時間労働が社会的問題になる中、注目される動きです。日本の教職員の過重労働は国際比較調査でも明らかになっています。海外の公立校では、教職員の仕事は授業とその準備が中心なのに対し、日本では生活指導や部活動の指導、事務作業なども求められ、業務は肥大化しているのが現状です。

政府統計によると、持ち帰り残業を含めると公立小学校で約6割、中学校で8割近い教職員が過労死ラインの時間を超えて働いています。その働き方は他業種に比べても深

刻です。しかも、それだけ働いても肝心の授業準備や子供と接する時間がとれずに悩んでいるとされます。

この問題は、教職員の命と健康を守るとともに、教育の質を左右する国民的な課題にほかなりません。特に負担が大きいとされる部活動に関しては、外部人材の積極的な活用や、複数校による合同チームづくりなどを上げました。外部人材が教職員にかわって顧問を務めたり、大会へ引率したりできる部活動指導員制度は、昨年４月からできていて、２０１８年度予算案に４,５００人を配置する経費を盛り込みました。しかし、業務見直しの中には子供との関係で本当にそれでいいのか、慎重な判断が必要なものや、教育活動の画一化につながりかねないものが含まれています。それだけに、業務削減は各学校現場で教職員が子供や保護者の意見も聞いて真剣に議論して進めるべきです。中間まとめも押しつけではなく、基本的には各学校で教職員の業務を肩がわりするとされる事務職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは増員とともに常勤にすべきです。部活動指導員は質の保証が課題ではないかと思います。

業務削減を言うなら、教育再生の名で政府が一方向的に押しつけてきた多くの施策が教職員の自発性を奪いつつ、多忙化を深刻にしたことこそ見直しが必要ではないかと言われる。

今回の学校における働き方改革にかかわる中間まとめに関し、教育委員会として紀美野町の学校における教職員の働き方をどのように認識しておられるのかお聞かせください。

質問の２点目は、地域包括ケアシステムの推進について。

日常生活を安心して営み続ける上で、健康が第一であることは間違いありません。しかし、人は必ず老いるということも疑いようのない事実です。体力が衰え免疫機能は低下し、病気にかかりやすくなります。したがって、高齢期に安心できる生活を送るというニーズは全ての人に共通する願いです。

そうしたニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護、予防のみならず福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制が地域包括ケアです。

２０１３年、平成２５年１２月成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、通称プログラム法には、地域の実情に応じて高齢者が可能な

限り住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制と提示しています。

地域包括ケアが基本的に目指すのはどのような状態になっても住みなれた地域で尊厳が保たれた生活を保障していくことであり、そのためには個々の意識や取り組みを踏まえつつ、介護に加えて医療や福祉、そして住宅などへの支援が地域を基盤に展開される体制の構築が求められます。

きみの長寿プラン2015では、基本的な目標として地域包括ケアシステムの推進を挙げています。きみの長寿プラン2018でもこのような中、きみの長寿プラン2015から進めてきた地域包括ケアシステムの構築は引き続き推進しながら、従来高齢者を念頭に置いた概念の地域包括ケアシステムに、今後は必要な支援を包括的に提供するという考え方を障害者・子供等への支援や、複合課題にも広げた包括的支援体制を構築していくことが求められていますと述べ、今後は地域共生社会の実現に向けて、積極的に取り組んでいきますと結んでいます。

そして目標達成に向けた施策体系と達成すべき成果目標として、地域共生社会の実現に向けた地域づくりで、制度分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、町民の方や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることができるような地域づくりを進めますとしています。

高齢化率44%、後期高齢化率25.5%との現状を踏まえ、何かあれば誰かに連絡がつき、何とかなるという世話やき社会をつくり上げ、日ごろから住民同士が寄り添い、支え合い、助け合うつながりで、日々の生活に安心を持ってもらうためには、専門職が地域に積極的に出向いてかかわり、顔の見える関係づくりを行って、幅広い人脈とつながっていくことが大切です。

そのためには、専門職の数をしっかりと保障していくことが求められますが、専門職の確保をどのように保障していくのか、考えをお聞かせください。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長（湯上章夫君）

おはようございます。

それでは、私のほうから田代議員の１番目の質問、学校における教職員の働き方改革について、お答えさせていただきます。

学校における教職員の働き方改革については、教育委員会及び学校でも取り組みを進めているところでございます。

政府統計では、持ち帰りの残業を含めて公立小学校で約６割、中学校では８割近い教職員が過労死ラインの時間を超えて働いているということですが、本町においても勤務時間の実態調査を昨年１１月に実施いたしました。このときの調査によりますと、町内の教職員においては、約２割という結果でありました。政府統計に比べ低い数値となっておりますが、実際学校現場を見ていますと、多忙化の波は確実に押し寄せてきていることを実感しております。一部の残業及び持ち帰りの業務時間の多い職員の勤務状況を改善し、見直しを行うことで、少しでも早く帰ることができるように、各校の管理職の先生に取り組んでいただいています。

中学校では、授業準備及び部活の指導での時間外勤務が多いようです。そこで、平成２９年１月に出された和歌山県の中学校部活動指針に即し、野上中学校ではノー部活デーを設定するなど取り組みを進め、おおむねこれに沿って実施できております。

小学校では、授業準備及び学校の運営にかかわる業務での時間外勤務が多いことがわかっております。教育委員会では、町費で教育支援員を配置したり、県費でのスクールソーシャルワーカーの配置に加え、町費でも雇用するなど、各校の要望にできるだけ添うことで、負担を軽減するように取り組んでいるところです。また、学校では、校務分掌を分担することで、特定の職員に負担がかからないように取り組みを進めております。

しかしながら、業務の量は増加傾向にあり、業務の見直しを進める必要を感じております。もちろん職員の健康が第一であります。本町の先生方は、先ほどからも申し上げましたように、授業準備にかかわる業務での時間外勤務が多く、子供たちとはしっかり向き合うために進んで取り組んでくださっています。

また、教育委員会では学校の状況を日ごろから把握し、各調査では学校に負担をかけないよう教育委員会が把握している部分は事前に作成するなど、業務の削減を図っています。加えて、管理職による職員のメンタルヘルスを含めた体調管理のお願いやノー残業デーの設定を進めるように指導するなど、学校現場における取り組みも行っております。

今後も学校における教職員の働き方改革に向け、教育委員会としても各学校を支援してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 私からは、田代議員の二つ目の御質問の地域包括ケアシステムの推進についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、きみの長寿プラン2018では、地域共生社会の実現を目指してと副題をつけ、積極的にその取り組みを行うこととしています。

そのため、基本的な目標の一つに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりをうたい、目標達成に向けた施策の項目として、1、健康づくり・介護予防事業の展開、2、地域活動の推進、3、生活支援の推進を明確にし、それぞれ具体的施策及び数値目標を明らかにしています。

議員御指摘の地域共生社会の実現のためには、専門職が地域に積極的に出向き、顔の見える関係づくりを行って、幅広い人脈とつながっていくことが大切ということにつきましては、本町では平成21年度から保健師の地区担当制により、業務分担から包括的な業務に転換するとともに、地域サロンの推奨や災害時避難行動要支援者台帳の整備事業と、ひとり暮らし高齢者の見守り訪問事業等により、保健師、サロンコーディネーター、看護師等が積極的に地域に出向くことで、多くの方との関係づくりが進んできていると思っております。

また、専門職の数の確保につきましては、厳しい財政状況の中、今後の検討も必要とは考えていますが、現状では専門職だけではなく、他の職員も地域に出向くとともに、各関係機関との連携等により地域共生社会の実現に向けた積極的な取り組みを進めたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長(美野勝男君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 学校における働き方改革について、当町の教職員の皆さんは全国統計ほどの負担にはなっていないと。しかし、現場はかなりいろいろと煩雑な状況が続いているということで、積極的にいろんな取り組みを行っているということでした。

2018年度の文部文教関係予算案は4兆428億円、17年度比で23億円の減となっています。義務教育の教職員の長時間労働を改善するため、小学校の英語専科教員1,000人、毎年の予算で決まる加配定数で配置すると。それから、現場の教職員の強い要望に応えたもので、3年間で計4,000人を配置する予定ということになっています。中学校の生徒指導員も50人ふやすと。しかし少子化などに伴う自然減を差し引くと、教職員定数は2,861人の減となります。

働き方改革として勤務時間管理の徹底や、業務改善を進めるとしてはいますが、授業時間の縮減を進めるための教職員定数の抜本的、抜本増や少人数学級には触れていません。いまだに2年生以上は40人が基本となっています。

小学校の例で言いますと、例えば教職員の定数について、平成28年度決算の主要施策の成果説明書をもとに、野上小学校を例に見てみますと、特別支援学級は、当時は三つあるということでしたが、それをあれするとわかりにくいので、一つということで6学級、1年から6年までのそれぞれの学級、1学級ずつ。そして特別支援学級が一つと仮定して計算すると、平成28年の児童数は176名で支援学級含む学級数は7ということになります。1年から6年生までの学級ごとの児童数は、それぞれ義務標準法に定める学級編制標準を下回っています。1学年1学級と特別支援学級1の7として計算してみますと、乗ずる数1.2中2を掛けると9.044となります。本来は7人の学級担任と2人の専科担任が配当されるべき数なんです。しかし、和歌山県の配当基準では、7人の学級担任と教頭先生、それから1人の専科担任の基礎定数に校長先生と養護教諭を合わせて11人の教職員と1人の学校事務員ということになります。ですから、専科担任が1人ということになってしまいます。

小学校だからクラブ活動の負担はないと思うんですが、こういう和歌山県の教頭まで配当基準に含めるという教職員数で、十分な、先ほどもいろいろ改善されてきているという話でしたが、十分な授業空き時間は確保されているのかどうか、そのあたりについてお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

（午前 9時22分）

再 開

○議長（美野勝男君） 再開します。

（午前 9時25分）

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 現在、紀美野町のほうで先生方の時間を確保するという
ことで、野上小学校のほうでは加配という先生をお二人、それと支援員という方を3
人、その方々5名を余分にというんですか、先ほど言われた9人以外に配置してもらっ
ています。それで、時間に余裕ができるように配置いたしまして、支援しているとい
うのが現状でございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 先ほどの答弁の中には、スクールソーシャルワーカーとか
支援員とかっていうの、加配でということでありました。答弁されていますが、それは
いわゆる基礎定数に含むべき、一般的にいう常勤ですか。毎日きちっとそういう業務に
つけるような、一つの学校で、全部、例えば教科担任をやったりということ、ほかの
クラス担任の先生方がずっと授業の空き時間をとって、そういうゆとりのある働き方が
できるような仕組みになっているのかどうか。その点をお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 先ほど申し上げた加配というお二人は常勤でございま
す。支援員に関しましては非常勤になっておりますが、その授業のその月のその週の授
業の過密度ですかね、それに合わせてフレキシブルに対応しているような配置をしてお
ります。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） その加配というのは、県費による加配ですか。例えば野上
小学校へ加配された、2人加配されている人は野上小学校で働いていけるということに

なるわけですね。その答弁だけをお願いします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 今申されたとおり、加配のお二人は県費の補助金で常勤となっております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） それはクラス担任7人以外に2人、そしたら、専科担任と合わせると3人ゆとりがあるということですか。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 先ほど課長の方から申し上げましたように、加配という言葉で呼んでいるんですけども、それは担任以外にプラス2人の先生が学校に配置されるという意味で、その人の得意とするというとおかしいけども、例えばその先生が理科でしたら理科の専科で何年生、何年生の授業をやってもらおうとか、体育が得意な先生は、その担任にかわって体育の授業をするであるとか、ほかの先生方と同じ勤務の時間内の中で、野上小学校なら野上小学校で勤務していただくというのが加配って、通称我々が呼んでいる定数外の先生です。

それで、学習支援員ということで町単で勤務していただいている先生方は、例えば場合によったら本来は学習のサポートしていただいていますので、教壇に立って授業というわけにはいきません、支援員さんはね。本務者にかわって授業をするであるとかっていうのはできないわけですけども、例えば休み時間なんかも子供たちと一緒に遊んでもらうであるとか、そうすることで、担任は職員室で子供たちと休み時間遊ぶことなくと言ったらおかしいけども、事務的なことも、デスクワークができるというそういうこともあります。

日によって違いますし、そのケース・バイ・ケースでいろんなことをやってもらっていますけど、支援員さんには。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 子供たちとの触れ合いとかそういうことをやってもらおうと。そしたら、本来クラス担任の先生が、例えば子供たちと触れ合うとか遊ぶとかいうことは、本来そうなんですけど、その分をやってもらっている場合もある、それだけではないんでしょうけど。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 説明がまずかったかと思うんですけども、支援員さんには、休憩時間に全て子供たちと触れ合ってくださいよと、そういうことではないんです。本来は学校で進めているものの、仕事として先生方はそういったこともやっているのは通常なんですけども、ときにはそういうこともお願いできるということを申し上げたわけです。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 国の平成30年度の予算案では、教職員の業務軽減のため、外部人材を拡充するということになっています。スクールカウンセラーが700校増の2万6,700校に配置、スクールソーシャルワーカーは2,500人増の7,500人ということになっています。教職員にかかわってプリントの印刷など手伝うスクールサポートスタッフを3,000人配置し、部活動指導員は4,500人配置するということで、ほとんどフルタイムではなく週に一、二回とか数時間勤務を1人として数えるということになっています。

小学校教職員は1日平均4時間25分の授業をしているとされますが、文部科学省のいうとおり1時間授業には1時間の準備等が必要とすれば、それだけで1日9時間近い労働時間が要ることになります。授業準備と授業だけで。授業準備は、例えば極端な例ですけど、過疎地の児童・生徒数が非常に少ないようなクラスでも、だからといって1時間の授業に30分で済むかという、そういうことにはならないと思います。生徒数に関係なく一定の時間が必要なわけで、生徒数が少ないから簡素化できるというものもないし、授業準備や学習評価や成績処理などは、それを外部化したところで打ち合わせに時間がかかり、かえって教職員の負担がふえるというふうにも言われています。

せめて学校にあと1人、2人正規教職員をふやしてくれば、かなりの部分は軽減されるはずという声もあります。

運動会のテント立てなどは別に負担にはならないし、当日に微調整も必要だから業者に頼むとかえって手間がかかるとかいう話も、これはこの町のことでないですよ。

2015年度の公立義務諸学校の教職員定数充足率は一番高いのが鳥取県の107.4%です。最も低いのが高知県の98.4%、和歌山県は100.4%で31番目ということは、決して全国で高いほうではないわけです。

教職員配当基準を引き上げて、そのための予算をふやさなければ多くの問題は解決し

ないと思います。教職員配当基準の改善を県などに働きかける必要性があると思います。私には思いますが、その点についてはどういうふうに考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 学級数の定数減も含めて、教員を配当してくれというのは、いろんな、例えば校長会であるとかPTAであるとか、いろんなところから声は上がっておりますし、今、年度末の人事も県教委はやっておりますけども、そういうところへも私どもも、ここの学校の実情に合わせて1人でもふやしてよというようなお願いをしておるわけですけども。そういう改善の要求というんですか、そういうのはいつもそういう気持ちを持って交渉させてもらっていますけども。そういうことで、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） それはそれとして、ずっとやっぱりそういう働きかけを県にやっていってもらって、少しでも教職員の配当基準を引き上げていくということは必要だと思います。

次に、これも全国的な問題で、紀美野町がどうなのかよくわかりませんが、気になるのは教職員の心の健康、つまりメンタルヘルスの問題です。2016年度、平成28年度の文部科学省の調査では、鬱病などの精神疾患で休職した公立学校の教職員が2016年度は4,891人となり、依然として高どまりの傾向が続いています。

公立小中学校や特別支援学校など、管理職を含む教職員92万人を対象に休職者や処分者について調べたものです。病気が理由の休職者は7,758人、このうち精神疾患による休職者は前年度より少し減ったんですが、5,000人前後と、やっぱり高水準になっています。

休職者のうち精神疾患を理由とする人の割合は、63%と増加傾向にあります。学校施設で見ると、高校は町の管轄ではないんですが、管轄でない高校と特別支援学校が2年連続でふえているとされています。新規の条件つき採用教員のうち、病気が理由で依頼退職して正式採用にならなかった教職員は110人、正式採用にならなかった人の3割超を占めていると言われます。このうち、精神疾患によるものは前年度より27人増の100人に上っています。

本人の希望に基づいて管理職をおりる希望降任制度の利用者は282人と。せっかく管理職になったのに、もうおろさせてくれというような、主幹教諭からの希望降任は1

2人増加しています。

こういう傾向というのは、ほかの仕事ではちょっと考えられないことなんで、私はずっと長いこと医療の臨床現場で働いてきましたが、毎日ぴりぴりしないような、いわゆる医療過誤が起こらないかということで緊張の連続でしたが、だからといってそういうふうにはスタッフが精神疾患になるとか、精神疾患で休むとかということは経験したことがありません。

紀美野町の状況というのは不明で、これはあくまで全国の傾向です。紀美野町がどうということはわかりませんが、全国的なこういう傾向について、教育委員会としてはどういう認識を持っておられるのかお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 今申されましたメンタル的なところの調査であったり、把握ということでございますけども、私たちのほうも管理職の先生方に特に平生から校長会、教頭会等で、その自分とこの学校の先生方の状況をまず把握してください。それとあと、お話を聞いたり、ケアできるところをまず実施してください。あと、ノー残業デーという端的なものですけども、そういうものをつくることによって、意識づけということを皆様方にはお願いして、職員側も今置かれている状況である、もっと把握してそういうことを気にしながら業務に当たっていただきたいというようなところで、まず意識づけ及び現在の実態を把握して、管理職の先生の方々にその緩和に努めていただいております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） ここにあるのは、1月19日付のわかやま新報の記事です。町長の写真も載っていますし、中身は野上小にiPad導入という、1人1台体制、情報通信技術の向上を目指すというふうにして、野上小学校にiPadの最上位機種を入れて配付したということで、非常にいいことだと思います。ただ、非常にいい取り組みだとは思いますが、こういうことをやると先生方の負担がふえてくるという、いいことをやろうと思ったら負担がふえるという、そういうことも認識しておかないと、だからこれ負担がふえやしないかというふうに思いました。

それで、思い出せば何年前でしたか、中学校に給食を実現ということで、私ここで何回も取り上げまして、小学校の保護者の要望が非常に強いということで、中学校にも学

校給食を実現してくれということで、今はもう既にずっと実現して、それが当たり前になっていますが、これも今考えてみますと先生方に非常な負担をかけたのではないかと
いうふうに思います。

基本的には私のほうが思うのに、定数をふやして1人の先生方が受け持つ授業時間を削減することなしに根本的な問題解決にはならないと思います。それから、もう一つあれなのは、公立学校の教員に残業代が出ない現行の法制度の改正も必要だと思います。これは紀美野町だけでできることではないんですが、こういうことはもう政府が背を向けてきたことばかりなんです。中教審は最終報告に向けて正面からの定数増や法制度を取り上げることが期待されていますが、今のところはまだその期待に沿う形にはなっていません。2月9日に文部科学事務次官の通知が出ていますが、そういう形のものに対しても現行の定数で何とかしなさいということにしかこれは見えません。

定数増のために町単独の加配もあるということですが、その加配を少しでもふやしていこうという考えが、今のところ町単独でしか、加配をしようと思えば町費での加配しか考えられないんで、それで少しでも学校現場がゆとりが持てるように加配をふやしていこうという、加配の増加を検討する考えはないのかお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 今、議員さんから御提案いただいた加配の増加ということでございますけども、非常にいい話かと思います。実現できれば学校のほうの支援に十分つながると思います。ただ現在の紀美野町の財政のことがございますので、その辺はまだまだ研究していかなければすぐ実行できるということはお約束できませんので、その辺はまだまだ研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） ここで時間なくなってくるんで、もう教育問題についてはもう最後のあれで終わろうと思います。

中間まとめでは、教職員が担ってきた業務を仕分けし、負担軽減を提案しています。緊急対策では学校給食費について公会計化することを基本とした上でという部分がありますので、ただこれをやると今度は教育委員会の負担がふえてくると思いますが、とりあえず学校給食費について公会計化を検討する考えはありませんか。もうこれが最後にしておきます。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 今、お話いただきました学校給食の公会計化でございます。これにつきまして、まだまだ検討課題とか非常に中身のほうがわかっておらず、仕組み等も研究しなければ、どのような仕組みでこれをスムーズにできるかっていうのは、まだまだわからないところがございますので、こちらのほうにつきましては、今後の研究課題ということで持たせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 公会計化を検討課題としていただくということでございますので、次の質問に移らせていただきます。

地域包括ケアシステムの推進について、地域共生社会をつくっていくということですが、現在もそれなりに保健師、それから社会福祉士はほかの町と比べて遜色ないように配置されているとは思いますが。いかんせん、地域が広いのと過疎化と高齢化率、先ほども述べましたように44%に達しているという。それで、ひとり暮らしの人もふえてきているし、私の住んでいる周りだけでも、この何年かの間にひとり暮らしになった人がかなりぼつぼつ出てきました。

地域ケアの推進というそういう形になりますと、特にソーシャルワーカーや保健師のアウトリーチ機能が重要だと思います。相談を受けるというだけではなくて、こちらも出かけていって問題をつかんで対応していくという活動です。それができるのは行政では保健師でありソーシャルワーカーが中心なんで、だからアウトリーチ機能を強化するということは重要だと思います。

なぜかという、例えば介護保険では非常に認定者が減ってきたという前向きな部分もありますけど、申請主義ですから、問題を発見していくということが必要になってきます。だから、本人が、家族がこういうふうに行政に困っているんやということを働きかけてくるような能力のある人は大丈夫ですけど、そうでなく1人で悩んでいるという人もあろうかと思うので、ですから、そういうアウトリーチというのは行政が専門家と一緒に進んでいくものだというふうに私は理解しておきます。地域ケアというのは、行政が民間を調整して開業してどうしようかというようなものではなくて、やっぱり専門家と一緒に行政が進めていくということが必要になってきます。そうした行政としてアウトリーチ機能を持った専門職を確保することは必要だと思いますけど、そのために

も、やはりソーシャルワーカーと保健師の配置を確保することが大事だと思います。その点については、アウトリーチということについて、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

アウトリーチ機能というのは、出向いて行って問題とか課題を発見して対応していくということと理解させていただいております。今、議員のほうから言われましたように、社会福祉士とか保健師がやっぱり専門職として出向いていくことが必要ではないかというお話だったかと思います。

先ほど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、平成21年度から相当外へ出ていくということを行ってきております。それは従来業務分担ということで、なかなか訪問活動につなげにくかったのですが、平成21年度からは訪問活動を中心に、地域の健康相談の教室を行うとか、地域サロンを立ち上げるために地域に出向くとか、そういうことで、本当に積極的に出向いて行っております。また、いろんな救護活動とかそのほかの活動によっていろんな団体とか祭りであるとか、イベント事にも専門職も出向いて行って、いろんな顔つなぎをしているところです。

そのような中、全ての課題を十分に把握できているかということは、それは言えないかとは思いますが、やはりいろんな訪問をすることによって、その御家庭だけではなくて地域のお話を聞くとか、いろんな団体の方とかのお話を聞くとか、ほかに民生委員さんであるとか、支援員さん、いろんな方々と機会を通じてお話を聞くことで、ちょっとした専門の団体の方でも違う相談を持ってきていただいたりとか、そういうことで広く相談を行っております。

また、先ほど言われましたように、介護保険などは申請、福祉は申請主義となってますけれども、ちょっとした相談とか気になることがあれば、こちらから出向いて行かせていただくという姿勢をずっと貫いておりますので、現在では十分とは言わないまでも、その中でほかの市町村には負けないような活動ができているのではないかと考えています。

ただ、議員御指摘のように、この地域は広くて過疎化も進み、ひとり暮らしの方も多くなってきているという中で、この専門職で回って十分なのかと言われるとちょっと疑問もございしますが、今後、いろんなこともございしますので、研究して行って、必要であ

れば担当課からは働きかけていって確保に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 私はこの町の保健福祉課が持っている機能というのは、ほかの町に遜色はとらないというふうにいつも感じています。非常にすぐれたものをたくさん持っています。だけど、いろいろ、例えばそういうふうに地域共生社会とかいうことにまた取り組んでいくと、現状のままでは、先ほどの教職員の先生方の負担と同じように、かなりの負担がかかってくるということで、専門職の確保ということを求めているわけですが、これは全国的な話です。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、65 歳以上でひとり暮らしの人は 2040 年に男性の 20%、女性の 25%にまでふえる見込みです。だから、女性の 4 人に 1 人はひとり暮らしということになってきます。女性のほうが長生きするんで。

家に閉じこもらず人と会って交流することは、心身の健康のためにも大切なことだと思います。私たちが発行している赤旗の日曜版という新聞があるんですが、そこに連載されたこの人に聞きたいという記事に登場中の、生活評論家の吉沢久子さんという方がおられるんですが、この人は 100 歳になっても今も楽しくひとり暮らしを続けているそうです。楽しくというのが大事だと思うんですけど、読者の反響で多いのが、人と人とのつき合いは財産であり元気のもとという言葉への共感です。吉沢さんは一人で自立した暮らしを送りながら、人と丁寧につき合い、つながりを大切にしてきたと言っています。70 代の男性読者は、団地住まいで自治会に行っているけど近所づき合いはない。まず自分のできることから変えていきたいと感想を寄せていました。

自立した生活とは、つまり人の力をかりないということではないと思います。社会から孤立せず人とつながり、助け合える関係を持つことが不可欠です。個人の努力任せにせずに、孤独な人を放置しない地域づくりも進めたいものです。そうした地域づくりのためにも、何とか専門職を確保していくということは、今以上に欠かせない課題だと思います。その点についてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

人とのつき合いは財産、元気のもとということでありまして、先ほどからの専門職のアウトリーチにつきましても、その一つにもかかわりがあるかもわかりませんが、やは

り地域のつながりということであれば、自助・互助というか、昔からの近所のおつき合いということもやっぱり大切なことではないかと考えております。

今、社会福祉協議会では、地域福祉活動計画というのを策定されまして、社協のほうもそういう地域で住み続けるための行動計画というのもつくられて、同じような形で地域の力というのを高めていきたいということで考えられているようでして、行政も同じような形で進んでおりまして、社協とも車の両輪のような形で進めていきたいと考えております。

ただ、御指摘のとおり専門職は不必要とは全く考えておりませんので、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 時間もありませんが、最後に 1 点だけ質問します。

住民の皆さんと地域の専門職が顔の見える関係を築いていくという、元気なうちから包括支援センターの専門職の存在を知っておくネットワークというのも大事だと思います。地域の中で高齢者の異変に気づき、早期に地域包括支援センターと連携しながらつながりの中で見守り、専門機関により支援につなげていくということになると思います。私も時々地域ケア会議に参加させてもらうんですが、そういう個々のネットワークというのは立ち上げやすいんですが、地域のネットワークというのはなかなか難しいと思います。自分の身の周りでもひとり暮らしで家にこもっているというのは結構あります。こういうのは近隣に先進事例がないので手探りの取り組みになると思うんです。前から私、この問題について地域包括ケアシステムの推進を積極的に進めるために、地域包括支援センターの職員配置だけでも専任にする考えはないかということは何回も求めています。それについての考え方は、今でも地域包括支援センターの職員配置を専任するという考えはないのでしょうか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 今、田代議員の御質問ですが、地域包括支援センターの職員の専任ということでよろしいでしょうか。

実は、御存じのとおり紀美野町の保健福祉課は地域包括支援センターを兼ねておりますが、あと子育て世代包括支援センターというのをも兼ねております。先日、愛称も決定いたしました。「こころ」というところになるんですけども、そのような形できみの長寿プラン 2018 では、特に地域共生社会の実現を目指すということで、高齢者だけで

はなく子供とか障害の方、ほかのいろんな課題を持たれている方を包括的に対応、同じような形で幸せになっていただきたいということで進めていきたいと思っていますので、私どもは専任にするという意思是余り持ち合わせてございません。

以上です。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、田代議員の一般質問が終わりました。

続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。

それでは、議長さんのお許しをいただきまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず、風力発電についてお聞きいたします。昨年の9月議会から今度で3回でございますが、質問を続けさせていただきました。この間、風力発電機によって人体に被害が出ているという海南市下津町大窪という地区の方にお聞きしたんですが、あの地域に風力発電機をつけるかつかないか、こういうふうな話があったときには、エコ、自然エネルギーということで、これはもう反対も何もできなかったと、そういうふうな風潮がある中で進められたそうであります。まさに錦の御旗を立てられて進んでいたというふうな状況があったかというふうに思います。

ところが、この風力発電機がだんだんとコストを下げていくために大型化してきたと。そういう中で人体への影響が出始めた。さきに言ったこの大窪の、今調査中なんですけれども、明らかに出てるのは1軒の方が10何キロか離れた子供さんの近くに家を建てて、そしてこの山に通勤農業していると、こういうふうなことになるようでありますし、また、もう一件は奥さんだけ出て、それで病院に行っても内臓的にはどこも悪くないと。仕事できんような鬱病になって、精神病やと、こんなふうなことになるって家庭が別居しなきゃならないと、こういうふうな状況があったりしたわけでございますけれども、そんなふうな中で、この間紀美野町の区長会がこの点についていろいろと研究をされて、その結果、反対の決議をすると、参加者が64地区の区長さんのうち53人の方が臨時総会に集まりまして、全会一致で採択されました。これ、県知事のほうへ開発許可をしないように要望をしていくということでございますけれども、こんな状況も起こってきております。

開発業者が、この方法書の件で出ているんですけども、これが出ている中であちこちで説明会を持たなければならないというふうになっていますからやっているんですが、昨夜もこの間に下佐々あり、それから美里の文化センター、昨夜は桃山町の桃山会館とあったわけですけど、私もそれ行ってまいりました。桃山の方々がどんなふうにしておられるのかと、大体紀美野町においては反対というふうな意見が多いんですが、向こうではここでも圧倒的に反対という声が出ていまして、あるんですけども、実際うちのところも行っているコンサルですね、進めている。非常に姿勢が悪いと、こういうふうなことがその場でも強く抗議されていました。

そこでは、例えば人体への影響について、超低周波音について説明するんですけど、100デシベルと、ここになってやっと人体の出始めるということでしているんですけど、これはだから影響がないんだよと言うんですけども、もう皆さんもよく感じると言うんですけども、例えば花粉症、それからいろんなアレルギーの問題があっても、これは個人によって違うんですよ。だから、一律どの辺のところの水準をもってやるということも矛盾があるわけなんですけど、それでもって問題がないと言い切ると。

それから、由良町では問題になったんですけども、音の超低周波が来ているかどうかの調査をしてくれと言ったら、それをはかった上で最後に問題がないと言書いとおつたと、それが一人歩きして、住民から大変ひどい目に遭っているというふうに、まさに怨嗟の声が出ているんですよ。そういうふうなことになるてきています。

また、今、方法書であって次は準備書という形で出てくる手はずになってきていると思うんですが、準備書までの間に1年間半とかかるというふうになっています。この1年半というのは何かというと、環境アセスメントを調査する、つまり鳥とか植物とか、これに相当大きなお金を使うと思います。これをやった後で、恐らくやるというふうな、問題がないというふうなことになってくるんでしょうけれども、しかし、ここでたくさんのお金を使ったら、業者も撤退というのが本当に難しくなってくる。ですから、今現時点がいかに大事かというふうに、そういうところにあるかというふうに思うんですが、そういう面で町長にお聞きしたいんですけども、風力発電事業に対して、この事業に対する見解と、それから今、縦覧されている方法書に、今度はまた町長から意見書をつけて県のほうに送るんですよ。それはどのようなものを作成されていくのか、お聞きしたいと思います。

次に、国保の子供の均等割の減免についてお聞きしたいと思います。

民主党政権時に児童手当を子ども手当として交付額を上げて子供のためにということであったんですが、そのかわりに1人38万円の控除があったんですが、子供の16歳までのこの控除がなくなりました。また、自民党現政権にかわったんですけども、この時点でその子ども手当がまた児童手当というふうにもとに戻ってしまったんですが、しかしこの子供1人38万円の控除がなくなったままなんです。これを直してくれないので、実際の子育てという点では、支援と反対するような方向にあると、そういうふうな声があるんですけども、今ここにおきまして、この国保において均等割について、減免をしてはどうかという全国的にこの実施が広がってきています。これは、国保ですから均等割、1人幾らで、これは子供であっても大人であっても1人幾らですから、子供の多い家庭では国保税が高くなると、こういうふうなことになってくることですから、今、あちこちの自治体で子供1人当たりの均等割を下げようじゃないかということをやっているんですけども、この紀美野町においても実施するべきではないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

3点目に、民俗資料館についてお聞きしたいと思います。

民俗資料館というと、もう立派なものもあればいろんなものがあるというふうに思います。しかし、最近だんだんと農家においても家を直したりとか、だんだんとコンパクトな形で農機具を置いているところが狭められたりしてきています。そのようなことで、昔からあった農具の整理をしていって、減ってきてしまっている状況にあるかと思うんですが、前回の質問では、この辺について前向きな答弁は残念ながらいただけませんでしたが、しかしこの間にお会いした方で、自主的に自分でこれを残しておかんとあかんと、そういうふうな形で農機具ですね、昔の農機具は、農機具といってもスコップの小型のものとかあんなもあるんですけど、くわでもそうですよね。鉄というものがないんで、木のくわの先だけ鉄を巻いてたり、そういうふうな農機具をつくってされているんですけども、それも焼いてしまう方もあるんでしょうけれども、この方は一生懸命そういうものを集めています。

学校でも子供たちが、昔の生活を勉強するために海南の資料館に行ったりということもされているように聞かれますけども、せっかくこの町でもそのように努力されている方がおられているんですから、この方はそういう資料館が紀美野町にできたら置いといてちゃんとあかんというそういう思いで頑張っておられるんですけども、この町においてもそういうものをつくられたらどうかというふうにと思いますが、見解をお聞きしたい

と思います。

3点、よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、美濃議員の風力発電についてという御質問にお答えさせていただきたいと思います。

風力発電事業の環境アセスメントにつきましては、2月14日に事業所より環境影響評価法に基づく方法書が提出されてございます。これを多くの住民にごらんいただくために、町内10カ所の公共施設で3月16日まで縦覧を行っております。

今回の方法書から、電力を異なる連結点へ接続するという理由により、事業が（仮称）海南・紀美野風力発電事業と、（仮称）紀の川風力発電事業に分割されております。よって、方法書につきましても2冊あり、要約書とあわせて各2冊縦覧となります。この縦覧に対する意見の提出につきましては、3月30日まで受け付けてございます。意見書につきましては、各縦覧場所に用紙と投函箱を設置してございます。また、投函された意見は、その後、事業者がこれを取りまとめ、県と町へ報告することになります。

町としましては、住民の皆様からお寄せいただいた貴重な意見を参考にさせていただき、また、2月23日の区長会の意向も深く受けとめ、これをしんしゃくし、取りまとめて、町意見として知事へ提出したいと考えてございます。

以上、簡単でございますが、方法書における町の取り組みについての答弁とさせていただきます。

続きまして、美濃議員の国保に対する子供の均等割の減免についてということで、答弁させていただきます。

議員の御質問について、国保制度改革により県も保険者となり、統一のイニシアチブをとるかというところもありますが、全国的に4方式から3方式を目指すこととなります。和歌山県も39年度までには統一するとしてございます。

その後も、賦課徴収は市町村が行いますが、減免等も含めた保険税の基準については、県下で統一するとしてございます。

現行の国保の制度として、国保基盤安定負担金として低所得者に対する軽減や高額限

度額の設定などがあります。

今回の公費拡充の中には、中間所得層に対する補助や手当についての特別な制度ではありませんが、子供の多い市町村に対して手厚く公費を投入するとしてございます。これは子供の多い世帯や、あるいは精神疾患など市町村の努力では下げられない医療費に対して、過去の交付実績と子供の被保険者に着目した再配分を行うことを基本として、20歳未満の被保険者が多いことによる財政影響があることで、特別交付税として交付されます。

そして、特別交付税は、標準保険料算定の基礎数値に含まれることから、全体的な納付額より控除されることになります。

なお、議員御承知のとおり、紀美野町の子ども医療制度が充実しており、18歳まで医療費が無料となっております。また社会保険料控除の対象となっておりますので、個々の均等割に対する軽減ではございませんが、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長（湯上章夫君） 私のほうから、美濃議員の3番目の質問、民俗資料館についてにお答えさせていただきます。

民俗資料館につきましては、風俗、習慣、伝説、民話、生活用具や家屋など、庶民の生活の推移や変遷を理解するために必要な資料でございます。それらを保管、管理することは重要であることも認識しております。

紀美野町では、8年ほど前かと思うんですけども、美里支所の2階に農機具関係、生活用品等の資料を保管しておりましたが、現在、海南市の歴史民俗資料館で保管していただいております。

資料館の設置につきましては、現在使用されていない公共施設を再利用するなどの考えで、館長や施設の管理する職員の配置、施設の改修のことなどを検討していく必要がございますので、新たに施設をつくるという考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

(午前 10 時 20 分)

再 開

○議長（美野勝男君） 再開します。

(午前 10 時 22 分)

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 風力発電についての御質問について、町長としてお答えをいたします。

先ほど課長から詳しく御説明をさせていただいたわけですが、私といたしましても住民の貴重な御意見や、また 2 月 23 日の区長会の意向を受けとめまして、全ての配慮書や、また意見が適切にクリアされているかというようなことも十分検討した上で、意見書を提出していきたいと、そのような思いでございます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11 番、美濃良和君。

○11 番（美濃良和君） 初めの風力発電でございますけれども、意見聞いてからということであるということなんですが、大体この現時点でもそうでしょうけれど、大体住民の多くの方々が非常に心配しているということになっているんですよ。それであって、さきの配慮書に対する業者側からの答弁、見解ですね、事業者の見解というのは、この方法書の中に載っていますよね。これを見ていて、強く出て行かなきゃならんのじゃないかというふうに思うんですけども、例えばこれは騒音、健康被害の問題、それについていろいろ書いているんですが、要は稼働後に苦情・健康被害を発生した場合は真摯な対応を心がけるとともに、まずは実態を調査し、専門家等の助言を得ながら、必要に応じて稼働時間等の適切な環境保全措置を実施いたしますと、こういうふうに書いていますよね。これは本当に全てそうなんですが、一旦とめて考えると一個も書かれていないですよ。常に前向いてやるぞ、やるぞと。やるけど、やってみてどうか一遍検討すらよということなんですけども、それじゃあそこで健康被害というのが出始めると、こうなった場合に、風力発電の施設を撤去しますっていうことは、今までやったこ

とないんですよね。町立の、例えば日高川ですか、日高川の町立の風力発電は、夜、夜中に音がやかましいということでとめているとありますけども、民間のそういうふうな事業所がやっているものについては、撤去や、あるいは夜だけでもとめてくれということに対して、一切応じていないと。だから、設置をするんかしないのかという、この選択しかないんですよね。相手が民間の事業者ですから。こんなことがあちこちにあるんですよね。

眺望・景観については、紀美野町の施策の方向性に沿うよう眺望・景観への影響について十分な調査を行い、配置規模について検討し、その結果を準備書に具体的に記載いたしますとこう書いているんですけども、これ実際、準備書に書かれたら、ここから向こうはバックしないというのが以前、福祉保健センターに講演に来られた先生ですね、武田恵世先生ですか、三重県の。この方も本の中でも書かれています。

また、地形については、初めは地盤沈下しか書いてなかったんですよね。地盤沈下は海南、有田、紀美野、それから紀の川市ではそういうものは起こっていないと。だから地形上の問題、地質上の問題はないんだという、そういうふうに書いてありましたよね。それを町長の意見書の中で、その地盤沈下以外の問題があるということで書かれて、今回、少し地盤沈下以外の土砂崩壊等についてきのうも説明会で言うてましたけど、しかしそれについても、ここに書かれているように、やめて考えるは一切ないんですよね。やってみる。

それから、地質上は尾根にやる場合、山の尾根というのは非常に弱いところにあると。きのうははっきりしたのが、一つの風車の基礎の土を掘るのに1,500立米の土を掘ると。これについて、持ち出さない。ですから、施設内に処理するというんですけども、これ大丈夫やというんですけど、これがもとに紀の川市の西脇でお年寄りが土砂崩壊で亡くなるということが起こったでしょう。そういうふうなことで、具体的に一切やめない、前向いて進んでいくというのがこの人たちの考え方じゃないですか。だから町長、よく心配されるギャップフィラーですね、我々がテレビを見るために紀美野町が独自にやっている。この施策についても、電波障害については関係機関と事前に協議を行い適切に対応するというだけなんですよ。

このようなことである中で、今いろんな意見を聞きながら進めていくということでもありますけれども、ある程度この辺のところ、町もかなり強く進んでいかなきゃならんかということをするんですけども、その辺についてはどう出るのか。もう少し意見も聞か

なあかんけども、町としても調べていかなきゃならんことがいっぱいあるんじゃないかと思うんですよ。

それから、海南の扱沢ですか、あそこはカスミサンショウウオが希少動物ですか、このカスミサンショウウオがあって、あそこだけは外してあるみたいですね。そんなふうなことがされている中で、紀美野町においてもこの方法書の中にもこのカスミサンショウウオ、それから真国のあっちですけども、あのエリアの中でヤマアカガエル、そういうふうなものが可能性があると。これは専門家の意見書いていますよね。それについて、町としても知っているべきじゃないかと思うんです。その辺のところをもう少し、業者に任せてたら本当にそのことについてどんだけやってくれるんかどうか。こんなん書いてきたけど、それに対して町がそうじゃないとかいろんなことを言うためのその資料がいるんじゃないかというふうに思うんですね。

そういうふうに、今言うように、峰というのは非常に弱いと。そのためにこの間の昨年の大変な雨やった梅本地区のようなことが、そこに雨が降れば起こってくる。28年のときにはあの地域はそんなに雨降らなかったようなんですけども、今回はひどかった。そういうことも今後あちこちに起こってきた場合に、真国であれ、それから経塚山ですか、あそこであれ起こってくると思うんですけども、そうなってくると土砂崩壊が起こって、谷が埋められて自然ダムができる。その自然ダムが決壊すれば、その下流が大変な目に遭うわけで、真国で起これば大きいところでは、あそこは花野原の、みんながよく蛍を見に行くところですけど、あの山の稲村谷というんですか、あそこへの一斉に土砂のあれが流れ込んでくると。もう一つは真国のりらのところですね、あの谷。それからステラートのところの養垣内の谷それが大きいです。もちろん落ちてくるのは決まったところだけじゃありませんからそういうのもあるし、円明寺の問題、診療所のところへは桃山のあれから落ちて来る可能性がある。桃山に今つくられようとしている細野地区ですね。そのようなことがあれば、また小倉郷もですね、あの谷は経塚山のほうからのちょうどそういうふうな谷がついている。また向こう側へ行けば、福井側ではあそこの檜山橋ですか、渡ってしばらく行った、以前教育長された田尻先生のところのあたりですよ。そういうところは非常に危ないことになってくるわけですね。

やっぱりいろんな点から、今考えておかなきゃならんと思うんですけども、そこにある自然植物、動物についても、向こうが示してくるアセスメントに対して、示してくるものに対して、町としてもそれはどうであるんだということについて、反論なりしなき

やならんというふう思うんです。それについて、町としてどのように対応していく、だからその対応していくための準備ですね。町もそんなことをある程度調査をする必要があるんじゃないかと思いますが、意見を聞きたいと思います。

それから、子供の国保の均等割ですけど。

○議長（美野勝男君） ちょっととまってください。2番目は。

○11番（美濃良和君） 済みません、つい前の調子でやってしまっ。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、皆さん方、本当に住民の皆さん方、心配されているということは、もう非常にわかっております。そうした中で、実はその配慮書ですね、これに対する意見書を慎重に紀美野町としては出しております。したがいまして、先ほど申し上げましたけど、これを全てクリアできるのであればというお話をまずさせてもらいました。非常にこの今回の縦覧の、これにおきまして、非常に大まかな回答をしてたんです。しかし本当にそれができるんかというものが実情であると、私も同じような意見でございます。

そんな中で、やはりこれは慎重に扱う、そして皆さん方の御意見を入れながら、町長として判断してきたいと、そうした思いでございますので、決して私1人が走るというものではございません。やはり、皆さん方の貴重な御意見を入れながら、それを検討していきたい。そうしたことでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それはそのとおりだと思うんです。しかし、対応の仕方について、向こうが今後アセスメント、いつまでかという点になると、ある面そこから向こうは業者のペースになってもたというふうに、過去の話を知るとそういうふう思うんですが、しかし何にしてもこちらとしてもいろんな部分考えならん。先ほどから申し上げているとおりに、向こうが次、準備書にどのようなものを書いてくるのかわかりませんが、それに対して十分に対応できる、そういう、町としても対処しとかなあかんんじゃないかと。言いたい放題を言われてというわけにはいかんですね。

さっきも言いましたように、この業者、なかなか一筋縄じゃいかんというふうに思います。きのうも、紀美野町から10人ぐらい参加されておりましたけども、非常におとなしい方なんですけど、怒ってらしたんですよ。何がけしからんと、そのコンサルタ

ント、日本気象協会、名前は非常に日本気象協会で公的であるかなと思うんですけど、やっていることはまさに業者のため。さっきも言いましたように、由良町では音を測ってくれていうだけやのに、それによって直接的に健康影響を及ぼす可能性は極めて低いという、その言葉をつけ加えたために、今、あちらではなかなかこの問題が進まんとということで、そんなことがあったりですね、さっきの音の問題も一般的な問題と、それから一緒にしてこの低周波は影響ないというふうなことに書いているんですね。

さっきも言いました、低周波に対するこの回答ですね。これがあそこで、あれは美里の文化センターでしたか、あそこでそれについて聞くと、要は下津の音の問題で、要するにレベルですね、デシベルでやっていますけど、そのレベルのところを検討するんだということであって、だから健康被害出たから大変ですね、うちとしてもきっちりこういうふうな医療施設に通ってもらって、その医療費は全てうちの会社が見ますよなんて全然言っていないですよ。一応、線を決めるというだけのことを言っているんですけども、どんなふうになってくるのかわかりません。

もう全てが全て皆さん、腹が立っていると思うんですが、ここに合成写真で、その問題がないか、景観の問題について、こういう写真があって、それに対して写真をつけ加えると、風車の。そういうふうにして、このよそのやつを持ってきたんですよと言ってやってくれたんですが、これが使う前の写真、要するに前ですね。それで合成写真でつけたらこうですよって、その下なんです、ここにあるんですが、この風車の大きさがどれだけのものをつけておるんかどうかわからんのです。しかもその場所が何キロも離れていれば、ここに書いてあるようにちょっとしか写らんのですけど、紀美野町みたいに狭いところですから、150メートルもあるような、今ないような大きさの風車がつけられたら、すぐに目に見えるんですよ。そういうふうなところが、非常に私たちには不誠実に見えると。

それから、音の問題でも100デシベルという、それとどうも100ヘルツ、ヘルツは昔のサイクルですね。それと何かごっちゃにしているんじゃないかと。そういうふうな書き方の図面、そういうふうなところがあつたりするんですね。全てにおいてうちがそれを精査してよしとするんかどうかということ、それについて十分にうちは紀美野町としたら住民の健康や景観を考えて対応できるためのことをされていかなきゃならないというふうに思うんですが、準備ですね、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

本当に心配されることは重々存じております。この方法書ですか、これの書き方なんかでも、ここで一つ例を挙げますと、電磁波障害についてということに対して、事業者の見解は電波障害については、関係機関と事前に協議を行い適切に対応いたしますと、ただ漠然としているんですね。だからこういう書き方で今は回答来ています。

そんな中で、やはりこれ紀美野町としては議員の皆さん方御承知のとおり、この豊かな自然を生かした夢と活気のある町をつくっていきたいということで、私の方針がございます。皆さんと一緒にこれに向かって今進んでいると思います。そうした中、そしてまた定住支援ですね、これなんかも定住者の皆さん方もこの豊かな自然を目指して定住してくれているということも認識しております。

そうした中で、今は議員がおっしゃられるように、やはりこの紀美野町の自然、こういった大きな財産を守っていくのも町の、行政の仕事ではないかというふうに思います。そんな中で皆さん方と相談をさせていただきながら、この対応をしていきたい。

ただ一つ、この事業を進めるためには、やはり林地開発許可というのが要るわけです。これについては、県知事許可なんです。したがって、以前の新聞を見ていただいたらわかるんですが、仁坂知事はこの住民の反対意見があれば、林発の許可をおろさないというふうなことをはっきり断言されておりました。これは新聞紙上です。新聞紙上で断言をされております。そうしたことも踏まえ、やはり紀美野町として、本当に慎重に対応していきたい、また皆さん方とともに、これに対応していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、そういうことで町長の御努力を期待しております。

それから、次に子供の国保の均等割の減免についてお聞かせいただきたいと思います。

今、18歳まで無料にしていると、これは確かに紀美野町は他の市町村に比べて進んだそういうサービスをしていると、そういう制度であるというふうに私も非常にその努力を評価しているんですけども、それはそれで大事なことでやっていただくとして、さきに言いましたように、子供が、以前は御承知のように38万円の大人と同じだけのあれあったんですね、控除が。その前は16歳のそれにプラスアルファの控除もあっ

たんです。それがだんだん減ってきて、しかも基本的な1人当たり38万のこの控除すらもなくなってきているというような状況の中で、やっぱり子育て支援ということについて、うちも数少ない子供なんですけれども、立派に育ってもらいたい、そういうことでさらに子供がふえてもらいたいという観点から、そういう今全国でも広がってきている、よそがやるからうちがやらなあかんということではないんですけども、うちはなおさら高齢化が進み子供が少なくなっている現状の中で、町長も言われるようにIターンを呼び、今、70世帯ってたしか町長言われたと思うんですけども、来てもらっていると思うんですけど、さらに若い人たちに来てもらい、そして1人でもたくさんの子供さんをこの町で生み育ててもらいたいというその姿勢を、そういう制度としてあらわしてはどうかと思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

現在、国保の被保険者数というのは、3月1日現在ですが、2,702人います。そして、世帯数といたしまして1,652世帯ございます。そして、制度対象の方は20歳までの被保険者ということになりますので、194人ございます。紀美野町の医療費無料対象といたしましては18歳までということでありますので、161人ございます。そうしたことで、今回の改革に当たっては、子供にかかる均等割、保険料でというもののについての軽減措置についてはございませんが、今後、国においても検討する課題としてございますので、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、均等割、うちは幾らやったっけね。大きな金額じゃなかったですよ。それで、そら全額無料にするというふうにすればちょっとお金が、予算も要ってくると思うんですけど、何割か軽減ということなってくると、幸か不幸か子供の数が少ないということで、予算化する上でも余り大きなことにはならんのではないかなというふうに思うんです。

我々議員が口を開いたらもう金の話で、町の財政としても大変な時期に苦しいかというふうに思うんですが、そのところを、今軽減する金額とその1人幾らというところで、ちょうど頭にあるのでその辺まず教えていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 均等割の金額でございますが、1人それぞれ医療給付費分につきましては2万2,200円、そして、後期高齢者支援金分については6,600円、そして、介護納付金につきましては7,500円でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 194人ですね、対象の子供といえ。それで、2万2,200円、半分にしたらざっと200万ぐらいですね。半分にすれば相当全国的にも先進をいくんじゃないかというふうに思うんですが、今されているのにそんなに大きなこともでないんですけど、少しでもという形で今やっているというところなんですね。だから、うちの財政は確かに厳しいというふうに私も認識していますけれども、そういう中であっても、やはり若い子供を呼ぶ、子育てしやすい町という観点からも進めていけないのかどうか、その辺についてもう一度聞きたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員おっしゃられるとおり、今までこの紀美野町におきましては、先進地として18歳までの医療費の無料化というところまでできています。しかしながら、やはりその財政的な面もあり、また、総合的にこれを検討して、そして勉強していきたい、そういうことでひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 検討していただくというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） これから勉強させていただきたい、そういう意味でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 勉強という名の検討をしていただくとして、次に3点目の民俗資料館、こんなん言うてしまうと大変すごい建物かなというふうに思ってしまうんですけども、これは実際にできれば公民館のようなところであってあればなおさらいいんではないかというふうに思うんですけど、今、施設をつくれれば人も要ると、人も要るからそういうことで新たな施設をつくることについては難しいというふうな答弁だったかというふうに思うんですが、その建物については余り大変立派なものまでもつくる必要はないかというふうに思うんですけど、せっかく美里支所に置いてあったものを海南

の民俗資料館に寄贈して、そして紀美野町の子供たちがそこへ見に行かなきゃならない、そこに少し寂しい思いをするんです。それとともに、また一生懸命町のそういうものができればうれしいという観点から、資料を集めてられる方もいると。そういうふうなことで、その人ってということについても、考えていけばさらに大きな負担も要らないんじゃないかというふうに思うんですけども、その今次長さんの言われることで、つくらんでもいいわというふうには私は理解できないんですけども、もう一度見解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 私のほうもつくらないというわけではございません。新設という観点では建てることは考えておりません。当町のほうにも公共的な施設が通年的に使われていないようなところもございます。そういうところでまず考えさせていただいて、利便性もあり施設の規模もあり、もし今ある遺産的なものもあり、そんなものの情報を収集して、どれが一番よいのかというふうなことは、これは考えさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、そういうことで検討していただいて、また期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、美濃議員の一般質問が終わりました。

休憩いたします。再開は11時10分から。

休 憩

（午前10時56分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時10分）

○議長（美野勝男君） 続いて、9番、伊都堅仁君の一般質問を許可します。

9番、伊都堅仁君。

（9番 伊都堅仁君 登壇）

○ 9 番（伊都堅仁君） 道の駅の整備に向けた検討についてということで、前回道の駅に関連してそれを運営する団体と販売する製品を企画開発する団体、二つの第三セクターが必要だということで御質問をしました。

一度目の答弁では、参考にさせてもらって、今後検討していきたいという、一応、前向きな答弁をいただいたのですが、二度目、三度目と重ねる中で、慎重姿勢が強くなっていったという印象でございました。特に町長は、第三セクターについて、将来赤字が出た場合、最終的に町が補填しなければならないという懸念を持っておられるようでありますので、その点の認識について整理をしていたほうがよいと考えたので、再度質問を申し上げる次第でございます。

まず、都農町の道の駅のつものについて、町は管理団体に防災トイレの管理、清掃、場内の清掃、芝生の管理などのその分の費用を出してはいるが、それ以上の補助金については一切もらっていないし、また求めるようなことは考えていないということでありました。また、吉田村については、旧吉田村議会の承認を得る際に、出資金以外の拠出は行わないということを明記して議決を得たということで、どの自治体も同様の懸念を払拭した形で出資をしております。

それを申し上げた上で、再度の御答弁をお願いしたいと思います。

（ 9 番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（美野勝男君） それでは、伊都君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、伊都議員の道の駅の整備に向けた検討についての御質問にお答えをいたします。

道の駅の運用、運営につきましては、12月議会でお答えさせていただきましたとおり、各種団体等幅広い方に募集を行い、運営をお願いしたいと考えてございます。その中の一つに第三セクターも入ってくるものと思われまます。

第三セクターにつきましては、地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であります。現在、人口減少、少子高齢化等の社会情勢においては、産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施が期待されており、第三セクターはそれを実現するための有効な手法となる場合があると認識してございます。

今後、道の駅の整備に向けた検討をしていく上で、町においても都農町等の成功事例や近隣の道の駅を参考に研究を行うとともに、町内の商工会、農協、まちづくり組織などの皆さんの御協力を賜り、施設の整備や運営等について御意見をいただきながら、特に運営面の手法におきましては、十分に検討をし、道の駅の整備に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男君） 9番、伊都堅仁君。

○9番（伊都堅仁君） ちょっと先日、急遽、町長と担当課長にパンフレットを渡したんですけども、先般、伊豆のほうへ研修に行きまして、そのついでに4カ所の道の駅を視察してまいりました。道の駅で販売している商品、伊豆というのは道の駅が非常に多いんです。ここにこの前お渡ししたパンフレットに19カ所載っています。それ以外に載っていないような道の駅もあるみたいで、20何カ所か多分あるんやろうと思います。

道の駅の先進地ということですが、傾向が二つに分かれてきている。一つは生鮮品を中心とした従来の道の駅、もう一つはいろんな製品を販売している観光客をメインにしたような道の駅と二種類になってきています。私が研修したのは2カ所、2カ所のよう形になったんですけども、生鮮品を販売している道の駅は、後からできるのほど大きくなっているんです。どんどん品ぞろえを豊富にして生鮮品を販売したりという形で、だんだん規模の大きなものになっています。

製品を販売しているのは、非常に傾向が、ここにも大体ある程度わかると思いますけども、傾向があるなというふうに感じたんです。非常に普通の製品でもほかのところで売っているようなものとは違うような手づくり感、もう一つは地元のものを使っているという御当地感、そしてできたてですよというような新しいというか、そういったような新鮮味というか、できたて感があります。その上で、割とパッケージ的なものも非常に洗練されているというのが、この伊豆の道の駅で売っているようなものの特徴です。

これ先進地ということで、進んでいるわけですから、紀美野町が道の駅をこしらえたときに全部当てはまるかどうかは別の問題なんですけども、やっぱり先進地ということは、あとの地域が追いついていくということですから、まちおこし協議会で名産品を選定して、それでやっていくんやというようなことでは、やっぱりなかなか対応が難しい

んやないかなというふうに思っています。

道の駅ですね、物産販売所を委託するという方法がありますね。よって、九度山町は道の駅をよってに委託しています。割と地元のものを取り入れるし、それ以外、足りないものはよその売れ筋商品も販売するというような形で展開しているので、結構評判も悪くはないみたいです。もちろん町にとっては全くリスクも何も発生することはないので、もしそういうようなものを導入するという場合には、私も反対はしません。ただし、私の感覚から言うと、最善ではないなというふうに思っています。

というのは、道の駅でせつかく大きな予算をかけてつくるわけですから、地域おこしのチャンスというふうに捉えてやるべきやというふうに考えています。そのために、企画開発の団体というのが一つ、これも地域の人とかグループとか、会社っていうのはないですけども、その製造するような会社に新しい方向を与えて、その物づくりをしてもらうという手助けになるし、それを責任持って販売するという形ができるということで、その企画販売の団体というものを考えているんです。

私が想定しているのは、要するに職員の退職者を中心につくるべきでないかなというふうに思っています。今の時代、60で退職するというのは、非常に一番働き盛りの脂の乗り切ったときに退職するような形になっています。といってその制度を変えると今度新規の採用というのが停滞してしまう可能性があるんで、なかなか変えるわけにはいかないだろうというふうに思いますし、といって、せつかく退職してやめていく人を、もっと有効に働かせる場所が欲しいというのがその一つの理由です。

もう一つの職員というのは、夏祭りとかそんなところで手伝ってもらったりしますけども、非常に訓練されているんです、チームワークとか。奉仕の精神というのももちろんないと職員やっていけませんし、そういう点では、非常に職員が一定のノウハウというのも勉強せないけませんけども、利用価値が高いというふうな感覚を持っています。

吉田村の説明者も雲南市の職員の給料から比べたら非常に安いんだけど、やりがいがあるということで、一生懸命やっているんだというふうなことでありました。

その施設全体を管理する会社というの、私は地元でつくるべきやなというふうに考えているんですけども、これは地元に詳しいこととか商業振興のかなめの立場やったり、主力やマネジメント能力とか考えた場合も、大体候補者というのは限定されてくるやろというふうに思います。今ここで個人名は上げませんが。そういうことでやるべきやないかなというふうに考えています。

答弁いただいているんですけども、検討の前段階でなかなか前向いて進んでないなというところもあるんですけども、もうちょっと前向きの御答弁をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

この議員おっしゃられるように、この道の駅というのは地域おこしの拠点であるというふうに私も考えております。そんな中で、やはり一つの企業ではなしに、各種団体等々ともいろいろ相談をしながら今後進めていきたい。そんな中には、議員がおっしゃられるような第三セクター方式を用いるか、また各種団体にお任せをしていくか、そこらは議論のあるところだと思います。

そんな中でございますが、現段階におきましては、まだ規模も決まっていない、場所も決まっていないという段階でございますので、やはりこれはこの道の駅というのは、前回も申し上げたと思うんですが、物すごく活動されているところと、ほんまに閉鎖寸前のところといろいろございます。

そんな中で、例えばかつらぎ町ですね、今の京奈和自動車道のところに道の駅ができます。そしたら、今まで道の駅があった蛇島のところ、これがちょっと閑散としていますね。だからそういういろいろなことが関連して、この道の駅というのは、非常に経営が難しい。そんな中で、やはり企業や、また商工会、またJA等も含めて、やはりこれは十分検討していかならん。そして、そうした中で、やはりこの道の駅、今、紀美野町が考えているのは、やはり防災面の道の駅とも考えています。そしてまた、買い物難民に対するその施設とも考えておりますし、全てのことを含めた拠点というふうなことから、今後、慎重に検討しながら進めていきたい。そして、規模、またその場所等々も含めて、非常に難しい面がございますので、検討していきたいと思います。

ただ、今、進んでないやないかという先ほどの話がございました。現時点では、以前も申し上げましたが、TPO的に言いまして、まだちょっと早い。だから具体的な案になってくるのはもうちょっと後になろうかと思いますが、やはりそれよりも先にその内部をあとどない管理していくんか、そうしたことがまず第一であろうかと思っています。

そんな中で、これからこうした道の駅に対して進めていきたい。そしてまた皆さん方と勉強しながら、やはりやっていきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜

りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 9 番、伊都堅仁君。

○9 番（伊都堅仁君） 今の町の状態というのは答弁でわかるんですけども、まだ先の話やということもありますけども、ある程度道路ができていく段階の中で道の駅も考えていかないかんといい中においては、もうちょっと掘り下げた検討をしておいたほうがええのではないかなと、今の時点で私は思うんですけども、もう一つそこらのところが答弁からは出てこないんです。そこらのところはどうかかなと。していないのであればもうしょうがないですけども、もうちょっと掘り下げた検討を行っていくべきではないかなというふうに私は思いますが、その点についてはどうでしょう。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、私は12月議会のときにも申し上げました。やはり道の駅というのを建設していくためには、環境がまず大事です。その環境というものは何かというと、道の道路の整備です。その中で、今、生石高原からおりてくる道、これもまだ工事半ばです。そしてまた、高野からおりてくる、通称高野西街道というんですか、通称ですけど、そうした道もまだトンネルが1本できました。しかし、まだ大きな1キロ200か300あるトンネルはまだこれからです。そしてこのトンネルの計画は、もうここで申し上げてええもんか悪いもんかわかりませんが、3年計画ということで言われております。でいいますと、平成33年に貫通をするというふうな今の計画であるようです。

そうした標準に合わせて、やはりこの道の駅というのは検討していくべきであってというふうなことで、以前にもたしか申し上げたと思うんですけど、そうした環境が整ってくる、それを見越して検討していくというのが僕はベストであろうと思います。

それと、やはり議員がおっしゃれるように、この道の駅というのは紀美野町にとっても本当に経済対策の一つの拠点です。したがって、やはり皆さん方と知恵を出し合って、そしてよりよいものをつくっていききたい、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで、伊都堅仁議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 11 時 29 分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 0 時 57 分)

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君の一般質問を許可します。

(6 番 西口 優君 登壇)

○6 番（西口 優君） まず 1 点目です。①として、公約について。

町長選挙、御当選おめでとうございます。公約に自然を生かした夢と活気のある町にするため、全力を注ぎますとありました。町民は、去年よりもことしが住みやすくなるのを望んでいるところだと思いますが、現実問題として紀美野町を取り巻く環境は、少子高齢化など、人口減少が進んで、年々厳しさが増してきます。町長は、公約の実現に向けて策はあるのか。

②として、次に先ほど同僚議員からも質問がありましたが、私も通告に従って質問をいたします。

②道の駅について。町長の公約の一つに、道の駅整備事業に全力で取り組みますというのがありました。全国的に道の駅は採算性が難しいものです。道の駅の定義は、日本の各自治体と道路管理者が連携して設置し、国土交通省により登録された商業施設・休憩施設・地域振興施設・駐車場などが一体となった道路施設であるとなっています。道の駅を核として、その地域の町同士が連携する地域の連携機能という三つの機能をあわせ持ち、2017年11月17日時点の全国の登録数は1,134カ所あるとのこと。町内には名前こそ道の駅になっていませんが、雨山の郷があります。私は、これが紀美野町の道の駅だと思っているのです。新規に道の駅をつくっても、維持管理が難しい。それよりも、雨山の郷を道の駅として登録をし、町の活性化を図るべきでないか。

2 点目です。参政権について。

さきの議会で、車での移動期日前投票所について質問しましたが、答弁は職員定数が減少している中で難しい、可能な限りきめ細かく、町内21カ所の投票所を設けているとの答えでしたが、ますますの高齢化社会を迎え、移動手段を持たない高齢者がふえています。町内21カ所に投票所を設けているからここまで投票に来てくださいます、交

通弱者に対する配慮に欠けると思われます。移動手段を持たない交通弱者の選挙での参政権について、町長はどのように考えているのか。

3点目です。セミナーハウス未来塾の今後について。

先の議会でセミナーハウスの未来塾閉館後の青写真について尋ねましたが、答弁では、いろいろな方面から有効活用できるよう検討していきたいと考えておりますとの答えです。これでは全く具体的なことがわかりません。私が聞きたいのは、建物を使わないでおくとか劣化が早く進むので、閉館の期日が決まっているのですから、閉館後の有効活用をどのように考えているのかです。担当課では町の施策につながることであるので答えにくいと思われます。町長に今後の有効活用の考えを聞かせていただきたい。

4点目です。公有財産について。

①として、先の12月議会で27年度本庁舎敷地面積が5,644平方メートルとなっていたのが、28年度で3,648平方メートルとなって、1,996平方メートル少なくなった理由を聞いたところ、町道さかえ線と本庁舎の面積とが重複して記載されていたのを、道路部分1,800平方メートルを削除して、残りは地籍による訂正との答弁でしたが、本庁舎敷地面積は購入時、実測して買っているはずであります。

実測とは、地籍で変わることがないように実測するのですから、196平方メートルも少なくなったとは考えにくいし、町道さかえ線についても調べたところ、1,011平方メートルしかありません。故意でもないと思いますが、違った答弁をされると議会運営がスムーズに進まなくなります。この道路部分を再答弁で1,800平方メートルと答えた数字はどこから出てきたものか。1,996平方メートルが減少した理由について、再度正確な答弁を求めます。

②として、平成28年度決算書284ページ、他の公有財産についても、決算年度中、記載の上から消防施設・その他の施設・学校・公営住宅・公園・その他の施設・山林・宅地・溜池及び堤・雑種地ほかに増減があります。個々の増減理由について説明がありませんでした。どうなっているのか。

5点目です。ふれあいバスについて。

高齢者は、町内各地域を結ぶふれあいバスに頼らざるを得ませんが、時々海南市、紀の川市方面まで延長できないものかと尋ねられることがあります。生活基盤が町内だけでなく、近隣市にまで延びている時代です。厚生病院、やすらぎ園、五色台、紀の海クリーンセンターなどのように、広域経営にして町外までの広域運用ができないものか。

6 点目です。町職員の適正職員数について。

旧野上町・旧美里町が合併した当時に比べて、職員数が随分減少していますが、先の議会での総務課長答弁の中で、行政事務が年々増加する中で、職員の定数適正化計画のもと、今後、ますます職員が減少していく状況にあって、移動期日前投票に取り組むというのは、現時点では非常に困難であります、このように答えています。住民サービスが低下しない適正職員数はどの程度と考えているのか。

7 点目です。仕事の引継ぎについて。

職員には定年があり、毎年のこと、退職者がいて新人職員が採用される。人事異動もあります。役場の住民サービスは何年たっても継続されているものです。仕事の流れを理解してこそスムーズな仕事が望めるものですが、熟練の仕事が引き継がれてこそ住民サービスが高まるものと思っています。

総務課長は、議会での答弁で、平成 14 年に情報公開制度が確立され、旧野上町、旧美里町とも文書の管理には十分取り組んでまいりましたが、平成 14 年以前の文書につきましては、残念ながら確認できないものもあるかと思われますと答えています。

これを考えると、仕事の継承が全て引き継がれていないようにも思います。引継ぎはどのように行っているのか。

8 点目です。生活支援サポーターについて。

先の議会でも聞きましたが、紀美野町のように高齢者人口がふえてくると、生活の基盤がお互いが助け合う相互扶助しか存続できなくなってくると思われます。生活支援サポーターの養成講座受講者が 40 名終了して、事業所の登録者が 2 名で、活動実績がないとのこと。生活支援サポーターの必要性はこれから高くなってくると予想されると思いますが、このように活動実績が伴わなければ、受講意欲が失われます。今後、活動実績が伴う生活支援サポーターのあり方について、どのように考えているか。

9 点目です。学校給食の地産地消について。

県では、食材の地産地消を進めるため、J A などの生産者団体と地域の給食センターが協力して利用拡大を図る取り組みについて、仁坂知事は県全体にこの取り組みが広がるよう支援する考えを示していました。農業や漁業が盛んな和歌山県では、地産地消の一環として、地元でとれる食材を学校給食に出す取り組みが各地で行われています。このうち、田辺市や橋本市では、J A などの生産者団体と地域の給食センターが食材の種類や量を計画的に調整して利用拡大を図る体制づくりが進んでいて、この働きをほかの

地域にも広げようと、今年度から支援に取り組んでいます。

昨年11月に新たに白浜町で学校給食の地産地消を進める協議会が設立されたことを紹介していました。安定的に供給できる体制ができれば、子供たちにおいしくて安全な給食を提供できるとし、生産者の収入にもつながる、みんなが得をするシステムをつくり上げたいとのこと。紀美野町では、地産地消について、どのような考えを持っているのか。

10点目です。固定資産税の納税義務者について。

以前より聞いていますが、所有者が亡くなって次の相続人が確定されていない場合でも、代表者を決めて同意書により納税を行ってくれるていると聞きましたが、その同意者が亡くなったとき、議会での答弁では次の同意者を決めていただいているとのこと。現在はそのようになっているのでしょうか、土地は昔から引き継がれています。過去の時代、代表者が亡くなったときも、次の代表者を決めて同意書を全ていただいているのか。もし同意書をいただいていない不動産がある場合は、どのように対処していくのか。

11点目です。太陽光パネルの廃棄について。

町内至るところで業者はもちろん、個人についても太陽光パネルの設置が進められています。当然のこと、耐用年数があるものですから、近い将来、廃棄物として出てくると予想される場所です。業者の分については産業廃棄物となりますが、個人が設置した分については、一般廃棄物になるような気がします。個人から太陽光パネルの廃棄物が出た場合は、どのように対処することになっているのか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 西口議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、非常に質問事項が多くございますので、質問第1については私のほうから、そして2以降については担当各課長並びに教育課のほうから答弁をさせていただきます。

まず第1、私の公約に対する実現性についての御質問でございますが、まず、議員がおっしゃられるように、大都市を除き全国的に地方の市町村は少子高齢化と人口減少が大きな問題となっています。このことは、当然ながら我が町も同様の状況にあります。

特に当町のように、基幹産業もない町にとりましては、非常に厳しい時代が続いており、全国的に、若者の都市部への流れをとめることは難しいところでございます。

このような状況の中で、当町におきましても、人口減少のスピードを抑制するため、平成27年度に紀美野町ひと・まち・仕事創生総合戦略を策定をいたしました。

さて、私が公約にお示しした町の将来像につきましては、自然を生かした夢と活気のある町としております。人口が減少し、若者が流出していく中で、この公約を実現していくためには、非常に厳しいハードルを超えていかなければなりません。

まず、この夢につきましては、住民の皆さんの生きがいをつくることが大切であります。活気につきましては、自然を生かしつつも道路整備、福祉の充実、教育の充実、農業振興、産業振興などのさまざまな分野での充実を図るとともに、地域コミュニティを活性化する必要があります。

このことから、私は、当町を将来像に近づけるための方策として、幾つかの公約をお示しました。公約にお示した事業を一つ一つ着実に達成することによりまして、自然を生かした夢と活気のある町の実現が可能となり、住民の皆さんが紀美野町に住んでよかったと言っていただけると確信しております。

今後とも議員の皆さんと一緒に、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうからは、西口議員の1番目の公約についての二つ目の道の駅についての御質問にお答えいたします。

道の駅は、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりをともに行うための地域の連携機能の三つの機能をあわせ持つ休憩施設であります。

一つ目の機能、休憩機能は、道路利用者が24時間無料で利用できるおおむね20台以上の駐車場及び便器数がおおむね10基以上の清潔なトイレを利用できる快適な施設を提供する機能でございます。

二つ目の機能、情報発信機能は、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などの提

供や地域が持つ魅力を知ってもらい、地域振興が図れるよう、地域に関する情報を提供する機能でございます。

三つ目の機能、地域連携機能は、いわゆる農産物直売所であり、特産品などを生かした商品の販売を行い、地元農業等の活性化につなげていき、道の駅を契機とする連携と交流により活力ある地域づくりが促進されることになるというものでございます。

当町では、これら三つの機能に加え、災害時を考慮して防災機能、これは道の駅の条件ではございませんが、道の駅に防災用トイレ、防災備蓄倉庫等の防災機能を備え、非常時には地域の防災拠点となる機能を考えてございます。

議員御提言の雨山の郷を道の駅として登録をし、町の活性化を図るべきではないかということですが、雨山の郷につきましては、現在、雨山の郷プロジェクトに指定管理者をお願いしており、雨山の郷の施設及び設備の維持管理等を行っていただいているところでございます。

雨山の郷には24時間無料で利用できるトイレは備えておりますが、駐車場台数が少なく、情報発信機能であります道路情報等もないことから、道の駅の条件としては適合していないため、登録は難しいと思われまます。

今後は、道の駅プロジェクトの意見や他の道の駅を参考として、商工会、農協、まちづくり組織などの皆さんの御協力を賜り、適地の選定、施設の整備や地元の商品、特産品、特徴的な商品の提供、品質の向上、生産から販売まで充実した仕組みができるよう検討し、町の活性化を図っていきたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の4番目の公有財産についての一つ目の御質問にお答えいたします。

先日の12月議会におきまして、西口議員の一般質問の中で、平成28年度決算書の中の財産に関する調書の中の本庁舎敷地面積1,996平方メートルの減少についての私の再答弁で、町道さかえ線の道路面積を1,800平方メートルと申し上げましたが、この道路面積につきましては、議員御指摘のとおり道路台帳では1,011平方メートルでありまして、1,800平方メートルとの差789平方メートルにつきましては、道路ののり面部分であり、この道路台帳での道路部分とのり面部分を合わせた道路敷面積が1,800平方メートルであるということでございます。

平成28年度決算書の中の財産に関する調書の中の本庁舎敷地面積1,996平方メ

一トルの減少の理由につきましては、財産に関する調書には本来道路敷部分を含めないということとなっておりますので、先ほど申し上げました町道さかえ線の道路敷面積の1,800平方メートルを削除したこと及び、残りの196平方メートルにつきましては、本庁舎敷地は昭和55年に購入し、当時実測で購入していると思いますが、その測量の精度については詳細な資料がなく、もともと山林等で造成をして形状が変わったことなどにより、その後、地籍調査を行った結果、減少したものと推測されます。

二つ目の御質問ですが、平成28年度末では財産に関する調書に係る土地は約1,000筆あり、その内容は合併前の旧野上町・旧美里町、さかのぼれば旧町合併前の旧村当時までさかのぼるものです。過去の土地にかかる変遷は相当古いものもあるため、わからないのが実情であり、合併後の平成18年度決算書における前年度末の面積は旧2町の平成17年度末決算書に記載の面積を合算し作成したもので、以後、各年度の増減のみ反映してきたものでございます。

今回の固定資産台帳の整備におきまして、従来の公有財産台帳に未登録のものの登録や面積に錯誤があるもの及び地籍調査による修正等を行うとともに、あわせて本調書の表記につきましても、これまで未計上であったものを計上したことや、分類・区分方法の変更等を行ったことによりまして、数値に大幅な増減が生じたものでございます。

全国的に見ましても、今回の固定資産台帳の整備に伴い、整備前の数値と整備後の数値では大幅な増減があるというのが実情でございます。

個々の増減理由につきましては、全部で約1,000筆もの土地がございますので、個々には把握するのが困難ではありますが、いずれも固定資産台帳の整備に伴います修正や追加、分類区分の変更によるものでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

今後はこのようなことがないように、公有財産の管理につきましては、さらに適正管理に努めてまいりますので、重ねて御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 私からは、西口議員の四つの質問について、お答えを
してまいります。

まず、2点目の参政権についての御質問にお答えします。

参政権とは、選挙権、被選挙権に代表されるさまざまな権利が含まれますが、ここではとりわけ選挙権等、投票にかかわる権利を指して申し上げたいと思います。

先の12月議会において申し上げましたとおり、移動手段を持たない高齢者にとっては、投票に行くことも困難であろうということは存じておりますし、移動期日前投票所の取り組みは、非常に利便性の高い取り組みであるということは理解しております。

しかし、合併以降、紀美野町定員適正化計画に基づき、職員を削減してまいりましたが、地方分権改革に伴う責任と事務が増加し、臨時職員に事務補助として協力いただいている現状であります。

そのような中で、期日前投票事務と並行して移動期日前投票所に取り組んでいくことは、非常に困難であるとの考えは、先の議会答弁と同じくするところであり、当町といったしましては、できるだけ投票所における投票がしやすいよう、可能な限りきめ細かく町内21カ所の投票所を継続し、設けていることは、高齢者から若年層に至るまでの参政権について、重く捉えての考えからであります。

ただ、今後は投票に行くためにコミュニティバスを利用しやすくする方策や、他に何かできないことがないかも含め研究してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

続きまして、5点目のふれあいバスについての御質問にお答えをいたします。

紀美野町を越えて広域的にバスを運行することは、道路運送法等に照らしても制度上は可能です。方法としましては、近隣市町と共同運行という形が一般的かと思います。

ただ、実際の導入に当たっては、紀美野町だけでなく、他の市の意向や事業方針もあることから、他の市との協議、調整が相当に必要であり、他の民間バス事業者の経営圧迫につながるような運行はできませんので、民間バス事業者の路線との兼ね合いも考慮せねばならず、関係事業者との協議、調整も必要となります。また、広域化することにより懸念される点もあります。

共同運行となった場合は、近隣市町との調整の中で、ダイヤや停留所が整理されるであろうことから、現在ほど細かく停留所を設けることやフリー乗降区間を設けることができなくなることも考えられます。

しかしながら、議員がおっしゃるようにバスにより町外まで広域的に行き来できるようになることは大変利便性の大きいものであると思いますので、今後も、コミュニティ

バスの運行については、改善を図り続けてまいりますが、その延長として広域連携での取り組みについても研究してまいりたいと考えますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、6点目の町職員の適正職員数についての御質問にお答えをいたします。

当町の職員数は、平成18年4月1日現在で、合併により240名となりましたが、第1次定員適正化計画、これは平成18年4月から平成23年4月の計画期間なのですが、この第1次定員適正化計画を策定し、計画的に取り組んできた結果、職員数を34人削減することができました。

続く第2次定員適正化計画、この計画期間は平成23年4月から平成28年4月までなのですが、この計画では職員数を19人削減することで、定員の適正化に努めてまいりました。

しかし、類似団体や同規模団体と比較した場合、依然として当町の職員数は超過傾向にあることから、第3次定員適正化計画を策定し、引き続き職員数の適正化に努めているところでございます。この第3次定員適正化計画というのは、平成28年4月から平成33年4月までの計画期間なんですけども、この計画では、職員数を14人削減することを目標としておりまして、平成29年度当初では184人の目標値に対し職員数は185人と1名の増にとどまっております。今後も段階的な削減を実施し、職員数の適正化に努めてまいります。

なお、議員の住民サービスが低下しない適正職員数とはどの程度かとの質問ですが、住民サービスの量や質による、そういう変化するものものありますが、現状のサービスを維持するのは、第3次定員適正化計画の最終年である平成33年の目標値の173人が限界と考えています。

無論、職員は多ければ多いほどきめ細やかなサービスが実施できることは申し上げるまでもありませんが、自主財源の乏しい本町において、職員を増加し、新たなサービスを次から次へと実施することは容易ではありません。

今後は、事業の見直しや整理、機構の見直し等による組織のスリム化など、人口規模に応じた行政サービスを考え、人口や財政規模に応じた職員数になるよう努めてまいります。

最後に、7点目の仕事の引き継ぎについての御質問にお答えをいたします。

役場の仕事は継続していくものであり、仕事の流れを理解してこそスムーズに運んで

いけると、議員のおっしゃるとおり、私もそう思っています。

事務引き継ぎにつきましては、紀美野町職員服務規程の第25条に規定されてございまして、退職や配置転換等により自分が行っていた業務の内容をまとめ、後任者に引き継ぐ際には、事務引き継ぎ書を作成することとし、伝え漏れを防ぐようにしております。

事務引き継ぎ書は、担当事務の経過や現状、特に注意を要する事項、懸案事項、将来の構想などについて、5日以内に作成し、後任者へ引き継がなければならないこととしてございます。

今後も誰が見てもわかりやすい事務引き継ぎ書の作成を心がけるよう周知するとともに、紙媒体であればつづっている簿冊名、データであればフォルダー名なども事務引き継ぎ書に記入し、必要とするデータ自体をより探しやすくするよう取り組んでいきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長（湯上章夫君） それでは、私のほうから西口議員の二つの質問に答えさせていただきます。

まず一つ目のセミナーハウス未来塾の今後について、昨年12月の議会で御可決いただきましたセミナーハウス未来塾の廃止条例については、施設自体本年の3月31日まで営業を行っております。そのため、閉館してから施設内の備品等の確認や施設の状態等を再度確認し、いろいろな方面から検討していきたく思っております。

今後、施設の活用や使用される方々に安全で安心して利用いただくために、また、施設を十分に有効活用するために、地域住民の方々の御意見や活用したいと考えておられる団体がいらっしゃいましたら、しっかりと協議を行い、検討していきたいと思っております。

2点目の学校給食の地産地消についてお答えさせていただきます。

現在、紀美野町では小学校、中学校ともに学校給食を実施しております。学校給食の提供は、おいしい給食であることはもちろんのことですが、児童・生徒の健全な発達に資するもの、学校における食育の推進を目的とするなどの教育的役割も担っております。

また、学校給食法には、地域の産物を学校給食に活用すること、そのほかの創意工夫

を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業または自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るよう努めるものとすると思います。

和歌山県では、県教育委員会と農林水産部との連携を強化し、県産食材の利用率向上を目指す取り組みを始めました。これに基づいて、当町では学校給食の米飯には、紀美野町産のお米を使用しております。昨年の夏には、栄養教諭、給食調理員、給食関係職員が参加し、生石加工グループがつくっている梅みそ、ゆずみそ、塩こうじ、山椒のみりん漬けなどを用いた献立を試作として試食会を開催し、現在は毎月の献立に積極的に取り入れております。

また、毎月食育の日には、きみのふるさとみそ汁を提供しております。生石加工グループがつくった米みそを使用し、その時々旬の野菜を具材として取り入れ、野菜本来のおいしさや栄養価について、子供たちに知ってもらう機会をつくっております。

現在、このきみのふるさとみそ汁に、紀美野町産の野菜を取り入れていけるよう検討しているところです。

住んでいる地域で生産された農畜産物を、その地域で消費する地産地消を学校給食に取り入れることは、単に現地産品の消費拡大だけでなく、食や地域環境への関心や愛着を深め、生産者への感謝の気持ちを高め、将来を担う子供たちが自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、健康で文化的に暮らしていくために必要であると考えております。

今後は、給食1食当たりの単価を鑑み、保護者負担がふえないような考慮をしながら、野菜を調達・納入している町内業者やJAながみねとの協議を進め、町内産、県内産の野菜を取り入れていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 私のほうからは、西口議員の八つ目の御質問、生活支援サポーターについてお答えいたします。

生活支援サポーターは、町が定める一定の研修を終了された方で、平成29年度より始まりました、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援の認定や基本チェックリストを行って、事業対象者と確認された高齢者に対し、買い物や掃除、調理など、

体に触れない簡単な生活援助を、資格のある訪問介護員にかわり提供することができるものです。

生活支援サポーターは、訪問介護事業所に所属し、生活支援を提供することとなりますが、現時点での所属先は紀美野町社会福祉協議会のみとなっております。

12月の議会では、生活支援サポーター養成講座の修了者は40名あり、うち社会福祉協議会への登録者は2名とお伝えいたしましたが、その後2名の方が新たに登録予定で、平成30年3月中の登録者は4名となります。登録者はふえるものの、御指摘のとおり活動の実績はまだありません。

この理由といたしましては、平成29年度以前から訪問介護を利用されていた要支援認定者に対する経過措置が考えられます。混乱を避けるため、従来の国の基準に相当するサービスとして、これまでどおり資格を有する訪問介護員による生活支援のサービスを提供していましたが、平成30年4月から経過措置はなくなり、訪問介護員もしくは生活支援サポーターによる町独自の訪問支援サービスに一本化されます。

これにより、対象となる利用者がふえ、生活支援サポーターの活動につながるのではないかと期待もしております。

これまでに、生活支援サポーターによる支援を希望された方もありましたが、そのときは生活支援サポーターとの予定が合わず、利用につながらなかったということでした。

なお、介護支援専門員から社会福祉協議会に訪問サービスの希望があった際には、生活支援サポーターの利用についての働きかけも行っていると聞いております。

町といたしましても、生活支援などのサービスの担い手をふやすことで、介護人材の不足を解消するだけでなく、地域での支え合いにつながる取り組みとして、生活支援サポーターの意義は大変大きいものと考えており、今後も引き続き生活支援サポーターの周知と実績につなげられるよう、介護支援専門員などを通じ積極的に働きかけていく所存です。

また、生活支援サポーター養成講座を受講された方の中には、制度の枠であらかじめ決められた支援内容ではなく、地域のちょっとした困り事に対し気軽に手伝いをしてあげたいという声もあり、受講者の1割しか事業所への登録に至っていないことも原因の一つではないかと考えております。

議員御指摘のとおり、受講された方々は地域での支え合い活動に意欲を持たれていますが、訪問介護事業所へ登録された生活支援サポーターだけではなく、登録には至ってい

ない方々にも何らかの形で御活躍いただけるような場なども検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長 (中谷昌弘君) それでは、ただいまの西口議員の御質問について、私のほうからは10番目の固定資産税の納税義務者についてのお答えをさせていただきます。

以前の一般質問でも御説明をいたしました、所有者が亡くなって相続登記がされるまでの間につきましては、全ての相続人が納税義務を引き継ぐこととなり、共有の財産となっております。

課税をする上では、相続人代表者届け出書により相続人が複数の場合、代表者を決めていただいております。あくまで相続登記によって相続不動産の名義変更がされるまでの間、納税通知書等の書類や納税をするための代表者として届けていただくものであり、代表者1人の方が納税義務を負うものではございません。

次に、過去の時代においても、相続人代表者届け出書をいただいているのかとの御質問でございますが、地方税法の規定により、相続人が複数の場合は、相続人代表者届け出書を提出していただくか、相続人代表者届け出書の提出をいただけない場合には、相続人のうちから代表者となると思われる1人を選んで、その方を代表者として納税通知書等を送付してございます。その通知書をもって代表者となることを御承諾いただいているものと考えてございます。

いずれかの方法により、現在も問題なく納税をしていただいているということから、同意をいただいているものと考えてございます。

今後は、相続人代表者届け出書を提出されない場合においては、相続人代表者届け出書を送付することにより、御提出をいただき、適正に処理をしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、11番目の太陽光パネルの廃棄についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、使用済み太陽光パネルの処理方法について、国内で大きな問題となっています。平成24年7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設以降、太陽光パネルの導入が急速に進みました。これに伴い、耐用年数の経過とともに、2030年半ばごろから使用済みパネルの排出量が急増する見込みであります。2040年には約80万トンが排出されると推測されています。このように大量に排出される使用済みパネルを適正に処理していくことは、とても重要なことでございます。

議員御指摘にある個人設置の太陽光パネルということですが、太陽光パネル設置及び撤去については、電気工事が伴います。工事を行うには資格や許可が必要となり、個人で行うことは困難であります。

よって、パネル撤去には事業活動が伴いますので、その者は産業廃棄物となります。産業廃棄物は、事業者が適正に処理するように定められています。パネルの処理方法については、産業廃棄物業者が適正に処理を進めるよう環境省はガイドラインを設定し、周知を行っております。また、これらの適正処理対策として、国はパネルの回収・適正処理・リサイクルシステムの構築について、法整備も含め検討している状況にあります。

以上、簡単ですが、太陽光パネルの廃棄についての答弁とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） まず、1点目の②として、道の駅、雨山の郷というのは、道の駅としての環境が整っていないという、こういうふうな説明であったかと思います。確かに駐車場が少なくとあって、こういうふうな、まして防災機能も備えたいという中で、そういうふうには備わっていないだろうと思うんですけど、だけど、新規につくることに比べて、あれを整備するほうが安く上がるんじゃないか。確かにつくる場所にもよりけりやとは思いますが。ただ、私としては、当然同僚議員が道の駅をつくるということに前向きに賛成のような話でしたけども、私としては、将来に向かってまず負担がかからん方法でなければ、紀美野町のようなこんな小さい自治体では、今後の存続っていうことを考えたら非常に難しい。確かに金がかからん、維持費がかからなくて、そら存続できるという形のものであればいいけども、新しくつくった場合はほとんど採算に乗りにくい。そなん考えたときに、本当にその新しくどっかへ、雨山の郷じゃなくてど

っかにつくったときに、採算ラインに乗るとかっていうことについては、まずそこが問題でしょう。それが乗らないということであつたら話は前に進まない。だから、そういうふうに乗ると考えているのかどうかということ、まずそこをちょっと尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、新規に道の駅を整備するためには、かなりの費用もかかると思います。その維持費につきましてももちろんかかりますし、その町に対する負担につきましても、採算的にどうかということだったかと思うんですが、その採算面も十分に考慮して、それを含めた上での運営面の手法というのも検討していつて、それは今後の課題となるんですけども、現時点ではそこまでまだいつてないんですけども、採算面ももちろん町に負担がかからないような形で考えてございます。

先ほども伊都議員のお話にもあつたんですが、第三セクターという話もあるんですけども、その債務の損失補償については町は基本的には行わないというスタンスで、今後検討していきたいと思っておりますので、必要最小限の町の出費といいますか、出資をもって今後またいろいろと検討していきたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） 道の駅について、もし当然計画が起こったときに議会へ乗ってくるような話になろうかと思います。そのときは、採算を前提としてももちろん議案を提出してくれる。そうでなければその採算を度外視したような形では議案を提出されないということで認識してよろしいんですか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 道の駅の性格というのは、採算性云々というのは関係ないんですね。あくまでもまず道の駅の要件として、道路の情報を流す、そうしたことにいつて、施設を整備する。その横にたまたま農産物の販売とかそういうものがついているというケースが多いと、今の場合はそうなんです。

したがいまして、この道の駅全体を考えたときに、恐らく将来的にはこの町が運営するのではなしに、そうした団体とかいろいろこれから協議せんなんののですが、そうしたところで経営をやっていただくような、そうしたあれになってこようかと思ひます。

だから、町が直接経営はせんというふうなことであろうかと思いますので、ひとつ御理解を賜りたい。したがって、採算があるでというのは、これはその後の問題やということなんですよ。ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の町長の話だと、後の経営については参加しない、関与しないという、これは維持費を負担しないという建前だと思います。

だけど、そういうふうにして考えても、一定の規模の建物をつくるとすると、当然最初、当初として設備投資が大変な金額かかると思うんですよ。その100万、200万でできるというものがあつたら、とてもものにならんと思うから、一定の規模ということ考えたときに、それは塩漬けの状態になってしまう、それだけの費用がね。そんなん考えたら、まずある程度、そら回収はできなくても、ある程度の回収の見込みまで、まるっきり塩漬けになった状態のことを最初から考えるというのは、ちょっと問題あるかなと思うんですけど、その点について再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 町につきましては、その敷地を買い、そしてまた建設をすると。そして、そこへ入っていただくそうした産物の販売ですか、そうしたところはまたそうしたところへお願いをします。こういうシステムをとりたいと思いますので、したがって町としては採算性は考えていかない。そういうことでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） それでは2点目です。

参政権ということについて、交通弱者というのは、まずこれから先もふえてくると思います。現実問題として、非常に今先ほどの総務課長の答弁の中では21カ所、やっぱり設けているから、今現在の交通弱者については、すぐに対応はできないというような形だったと思うんですけど、これから先も当然交通弱者はふえてくる。今現在でもその交通弱者という、そのあるとかないとかっていうことの認識については、どのように考えていますか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 当町は山間地であって、高齢者率も45%という状況の中で、当然、移動手段を持たない方は、高齢者に限らずいらっしゃるということは認

識しております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） 4 5 %の交通弱者があるという認識、確かにこれから先も交通弱者というのはふえてこようかと思うんです。そういったときに、投票を本当に、参政権なんて本当に基本的なことですよ。だから、そういう人たちが政治に参加できるという、こういうことについて、非常に年々難しくなってくるかな、こういうふう思うんです。

確かにバス停へ行くんでも非常に難しいという、こういうふうに現実を見たときに、バス停まで坂を何百メートルも下ってというのは非常に難しい、そういう人たちのこれは意見が参政権という形で、まず反映されるべきやとこういうふう思うので、その点について、交通弱者の人たちの参政権ということについて、何らかの方法を考える必要があると思うんやけど、これからさきももっとふえてくるであろうということ考えたときに、その人たちに、その人たちの家族も当然高齢になってくるやろうしな。今現在やったら、ある程度子供さんにでも投票所まで送ってくれる確率がある。ところが、その人たちも何年か後には運転ができなくなるという、こういうふう考えたときには、もう少し将来的なことになるんかもわからん。今すぐというわけじゃないけど、将来的には何らかの対策をとらなかったらその人たちの行政に対する参政権ということについて難しくなってくるかと思うんです。

だから、その点について再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 確かに交通手段を持たない方に対しての移動支援といえますか、そういうものは非常に大事なことでと考えております。議員御質問の中でも移動の期日前投票という、それは究極的には非常にいい手段かもしれませんが、実際にこちらが出向くんですからね。出向いて行くということでありますが、これには非常に人、人的なもの、それから車を改造して、屋外では投票はできません、適していないので、車の中で投票せんなんような、そういう改造車も必要であろうし、それから職員もついて行かないかん。それから二重投票、そういうものも防がないかん、いろんなことが重なってくるので、経費的にも非常にかかるということで、すぐそれには当然移行は難しいかなとは考えています。

ただ、前の衆議院選挙のときに、期日前投票所の投票率はほぼ47だと、私、記憶しています、紀美野町の。だから、半分近くの方が期日前投票所に足を運んでいただいて投票していただいたと。ちょっと天候の悪かった点もあって、皆さん、期日前投票されたんかもしれませんが、過半数近くが期日前投票所へ足を運んでいただいたということですので、現時点で考えられることは、やはりコミュニティバスをうまく使って、そしてこの期日前投票所、本庁の1階に設置していますが、そこにもっと来やすい方策なり移動手段、そういうものをちょっと研究していきたいと思っています。

全国的にもコミュニティバスに対する施策があるというような話も私は聞いているので、今後、研究をしてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 5点目のふれあいバスについて再度の質問をしたいと思います。

広域ということになると、そら紀美野町がどうのこうのと言っても相手のあることの中でどうというわけじゃないんですけど、ただどまず誰かが声を上げてこういうことができないのかということと言わない限りは前へ進まないわけやし、そんなん考えたときに、まず紀美野町として声を上げていただけるのかどうか、その辺を尋ねてみたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 紀美野町域を越えて隣の町へ路線を延ばしていくと、これは可能なことなんですけども、当然路線バスとの兼ね合いもありますし、相手方の町の地域公共交通会議、そういうものへかけていただいて、そこで承認もいただかないかん。当然、当町の交通会議にもかけてまず御理解をいただかないかんということもありますので、結構可能ではあるんですけども、いろんな条件もあるということで、御理解をいただきたいと思います。それは可能なことではございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 10番目の固定資産税の納税義務者という部分で、まず過去の代表者、代表者を決めてもらっているのはもちろん問題ない。だけど、代表者をもらっていない場合でも同意を、今まで税金の納税の通知を出して、出した分については同意をいただいているもんやと、こういうふうな認識をしているという。だけど、厳密

に言えば、同意はとってないという今そういう話だったら、同意をとってないという話でしょう。だからそういう場合はどうするという、そういうふうなガイドラインだけ、今後そのままでいけるんか。それともそういう人たちもだんだん亡くなってくる、そんなになったときに、このままでいけるんかという部分について、時間が少ないんで、もうそういうふうな答弁だけ求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、西口議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども御説明しました、地方税法の規定によりというものがございます。納税者が代表者届を出される場合とされない場合については、地方団体の長から選んでその方を指定することができるという条項もございます。その点につきましては、代表者届を実際のところいただいていないというものもあるかと思いますが、今後はそういう代表者届を提出されない場合においては、きっちりと御提出をいただいて、書類として適正に処理をしていただきたいという考えでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、西口議員の一般質問が終わりました。

続いて、4番、町田富枝子君の一般質問を許可します。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君） 私のほうからは2点お伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、就学前援助についてでございます。先の12月議会で経済的に困窮している児童・生徒に対するランドセル購入費などの入学前支給についてお伺いしましたところ、現在まで保護者から前倒しでの支給について要望を受けたことはないが、近隣市町の状況などを踏まえ検討を行いたいとの答弁でした。その後の検討の結果をお伺いいたします。

2点目ですが、敬老会の演芸委託についてお伺いいたします。

毎年敬老会の式典の後に歌謡ショー等をしており、お年寄りの方々に喜んでいただいていると思いますが、委託先などをどのようにして決めているのかお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

（4番 町田富枝子君 降壇）

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

（教育次長 湯上章夫君 登壇）

○教育次長（湯上章夫君） それでは、町田議員の１番目の質問、ランドセル購入費などの入学前支給についてお答えさせていただきます。

本質問は、昨年１２月議会で御質問、御指導いただき、平成３０年度で取り組めるように小学校入学・中学校入学の児童・生徒数を見込んで予算措置をしております。

ただし、新小学校１年生に関しては、正確な抽出が現時点では難しく、秋ごろ関係機関等と連携し、確かな人数を確認していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

（教育次長 湯上章夫君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 私からは、町田議員二つ目の御質問、敬老会の演芸委託についてお答えいたします。

敬老会事業は、毎年９月上旬、長年にわたり社会に貢献された長寿の方をお祝いするため、町内の７５歳以上の方を対象に実施しております。会場は中央公民館、文化センターの２カ所で、式典の後、歌謡ショーなどの催しを行い、高齢者の方々に楽しんでいただいております。

委託先などの決め方につきましては、毎年イベント企画の入札参加資格申請の届け出のあった県内業者に対して、日程や時間、予算上限月額等を示し、企画提案書の提出を依頼し、その提案書の業者名を伏せた上で老人クラブ、区長会、民生員児童委員協議会で組織する町模範老人等表彰審議会において出演者や出演料を総合的に判断し決定しております。

以上、簡単ではございますが、お答えとさせていただきます。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇）

○議長（美野勝男君） ４番、町田富枝子君。

○４番（町田富枝子君） では、この就学前援助についてですが、平成３０年度でこの予算措置をしてくださっているということです。それで、この規約の改正などなくてもいい、規則の改正ですか。紀美野町就学援助費及び特別支援教育就学奨励費交付規則のその規則を変えるべきではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） それでは、先ほど言われました規則の改正の件について

てお答えいたします。

規則の改正は必要かと思います。教育委員会等も開いて、そちらのほうの内容を検討しかけていって、決めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） そしたら、来年入学されるその児童・生徒から実施できるということでよろしいでしょうか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） はい、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） これ本当であれば、昨年の3月31日、この文科省から教育長宛に平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についてという通知があった時点で、今まで要望がなかったとしても、町として町民の利益になることは率先して推進していくべきだったと考えますが、それはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 今、議員おっしゃられるとおりでございます。町民及びその対象者である方々の利益とかいう面では、おっしゃるとおりかと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） 先ほど、事前の対象世帯の把握が難しいということをおっしゃいました。それで、既に今年度の入学前支給を実施している自治体もたくさんあるんですけれど、そこは入学前の健康診断の際に案内チラシを配付するなどして、対象世帯を事前に把握するという工夫をしています。これは可能であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 今言われましたことですが、秋ごろにするというふうになっています。その時点で、新小学1年生について、特に人数が確定できないところがございましたので、その秋ごろに調査を行っていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） それでは、1 点目のほうありがとうございます。

2 点目についてちょっとお伺いいたします。

この入札参加資格等を事前に出して企画書ですか、それを提出するということでした、過去 5 年間の委託先をお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 過去 5 年間でしたでしょうか。T T プランニングとタニガワ企画でございます。

以上です

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） T T プランニングっておっしゃいましたけれど、タニガワ企画さんで、この年度ごとにわかりますか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 2 9 年度はタニガワ企画、2 8 年度タニガワ企画、2 7 年度タニガワ企画、2 6 年度タニガワ企画、2 5 年度 T T プランニング。

以上です。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） それでは、この 2 5 年が T T プランニング、そしてその後 4 年間はずっとタニガワ企画さんということですが、このほかに参加した事業者さんというのはいないんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 参加事業者はいらっしゃいます。平成 2 9 年度を参考にさせていただきますと、辞退もございましたが、3 社が企画提案書を出されています。それで、1 社は一つの提案、2 社ともに三つの提案をされておりまして、七つの提案の中から、全て内容を、事業者名を伏せた形で、演芸内容について検討をいただいたということでございます。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） 決してタニガワ企画さんが悪いと言っているわけではありませんので、誤解のないようお願いしたいのですが、何件か申し込みがある中で、たまには変わってということは、そういうことはできないのでしょうか、お伺いいたし

ます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 事業者を変えるということは、任意のうちではすることはできないことになっていると思います、ただ、内容につきまして、検討いただいた上で決定して、そこがどこの委託事業者になったかということなので、事務局のほうで操作するという事は一切考えておりません。

以上です。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 初日の夜には町民癒しのコンサートが開かれています。町民の方の中にはとても楽しみにしていられる方も多いいいます。その中で、名前を伏せて検討しているということですが、毎回タニガワ企画さんが上がっているということで、いろんな町民の方の希望もあるかと思うので、アンケート等を実施するという考え方はないでしょうか、お伺いします。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 歌ということであつたんですけども、この5年間のの中では、歌に加えて三味線や舞踊など、盛りだくさんな会もございました。アンケートにつきましては、今年度、30年度すぐ対応できるかというのはちょっとはつきり申し上げられないんですけども、いろんな高齢者の方などからのアンケートなどを少し検討はしたいとは考えておりますが、全ての方というのはなかなか難しいので、事務局でも検討して、アンケート等の実施についても、今後の検討課題とさせていただきたいと思うんですけども、ただ出演者のスケジュールとか出演料などの問題もありますので、その辺は十分検討をしていく必要があるかと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 先ほどの名前の中になかったんですが、聞いたところによると、すわん江戸村、劇団紀州さんが参加申し込みをしたということも聞いておりますが、それはどうでしょうか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） たしか提案いただいていたかと思うんですけども、その審議の中では選ぶことができなかったということになっております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 先ほど、町田議員のランドセルの関係で説明させていただきました。ちょっと言葉の不足があったら失礼しておりましたので、再度御説明させていただきます。

平成30年で予算を措置いたしまして、31年度に入る子供さん、児童・生徒に30年度の終わりにお渡しできるようにするということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、町田議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時17分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

○議長（美野勝男君） 続いて、3番、七良浴 光君の一般質問を許可します。

3番、七良浴 光君。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君） 2点お尋ねいたします。

1点は町有施設の有効利用についてということで、例えば星の動物園の施設の一つである山小屋、バンガローの平成29年中の利用状況について、及び旧セミナーハウス未来塾の今後の活用予定について、あわせて教育長にお尋ねいたします。

2点目、みさと天文台のこれからの姿について。

現在、みさと天文台は1名の研究員で頑張ってくれておりますが、みさと天文台を中心としたこれからの観光ビジョンについて、教育長にお尋ねいたします。

以上、2点。

（3番 七良浴 光君 降壇）

○議長（美野勝男君） それでは、七良浴君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長、橋戸君。

(教育長 橋戸常年君 登壇)

○教育長（橋戸常年君） 七良浴議員の1番目の質問、町有施設の有効利用について、お答えさせていただきます。

天文台は、平成7年7月7日に開設し、当時というよりも今もそうですけども、口径105センチの望遠鏡は、公開望遠鏡として当時日本一でした。当時は研究員4名、職員4名、常時アルバイト4名、繁忙期は6名で管理運営に当たっておりました。

さて、山小屋につきましては、天文台の前身である美里町森林公園当時から利用が非常に少なく、徐々に施設備品の置き場になっていってございまして、老朽化も進んでいるのが現状です。バンガローにつきましても、天文台と同じく森林公園の施設の一部でした。利用はほとんどが週末で、平日の利用となると夏休みなどの長期休暇に週に1組程度であったかと聞いております。利用者がいると、職員が宿泊し、客室業務に対応しておりました。

こちらの施設も、利用者が要望するような設備がなかったり、常時使わなかったことから起こるふぐあいが発生するなど、管理運営が難しくなってきたため、合併前には貸し出しをやめたと聞いております。その後、町が積極的に進めた移住・定住支援事業の中で、短期滞在宿泊施設として、急遽バンガローをその支援のため、平成28年度までしたことがありました。

セミナーハウス未来塾につきましては、昨年12月議会で条例廃止を御可決いただいたところです。施設自体は3月31日まで営業を行っております。そのため、閉館してから施設内の備品等の確認や施設の状態等を再度確認し、いろいろな方面から検討をしていく予定でございます。

今後、施設の活用や使用される方々に、安全で安心して利用していただくため、また、施設を十分に有効活用するために、地域住民の方々の意見や、活用したいと考えておられる団体等がありましたら、しっかりと協議を行い、検討をしていきたいと考えております。

続いて2番目の質問、みさと天文台のこれからについてにお答えさせていただきます。

天文台は、先ほども申し上げた施設でございます。天文台は、紀美野町の大きな魅力の観光資源の一つと捉えております。

議員おっしゃるとおり、現在研究員1名と臨時職員で管理運営に当たっています。平成30年度、この4月からでございますけども、新しい研究員が着任し、3名体制で運

営します。したがって、１０５センチの大型望遠鏡での観望と同時に、プラネタリウムが上映できるなど、これまで以上に安定かつ発展的な運営ができると考えております。

現在の天文台は、社会教育施設ではありますが、役割として楽しく魅力を伝えることは観光事業と重なり、教育委員会といたしましても、大きな資源の一つと捉え、ここ数年は観光という視点を取り入れて事業も進めております。

例えば、平成２７年７月、開設２０周年の記念であったわけですが、結婚式を行いました。このときは、地域との連携強化、あるいは平成２８年の１０月から始まった天文台カフェ、土日等にやっておりますけども、これらはイベント集客型から脱却を目指したものであります。

これらは、一定の成果を上げておりまして、道路の改修や駐車場の拡大などもあり、平成２９年度は３月分含まず、夜の観望会参加者数が平成１６年度以降で最多の４，６５５名となっております。平成３０年度は、観光スポット同士を線で結び、例えばこれは同じ町内の施設同士ですけども、例えばお客様に対し町内飲食店での飲食プラス天文台の催しへの参加のプラン紹介などを実施したいと考えています。

観光面でも、紀美野町を訪れれば、訪れた先と線で結ばれたみさと天文台にたどりつくような、県内、近畿、ひいては日本唯一の施設を目指そうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育長 橋戸常年君 降壇)

○議長（美野勝男君） ３番、七良裕 光君。

○３番（七良裕 光君） 教育長のすばらしい観光ビジョンをお聞かせいただいて、ありがとうございます。

それで、ただいま夜の観望会へ４，６５５名の方に来ていただいたと。今までで最高の来客数であるというお話でありました。そういった夜の観望していただくときに、ただいま教育長からの答弁の中にございました、山小屋、バンガローの利用状況を聞かせていただくと、大変寂しい状況であったんじゃないかと、このように思いますが、この山小屋、バンガローを整備をして、さらなる観望者の増員をはかっていくことは考えられてないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 山小屋と表現してはまずですけども、今本当に倉庫のような状態になっておりまして、もともと森林公園のキャンプ場で開設した当時のたしか管理棟

のような建物なんです。だから、山小屋といってその宿泊をメインにしてたところでは、決してなかったと思います。

野外でテントとかバンガローで宿泊して、突然雨が強くなったとか、そういったときに避難するような施設であったのではなかろうかなと思ってございますけども、現在はとにかく物置状態です。

それから、バンガローについては、先ほども言わせてもらったように、宿泊者の要望というか、望まれるような宿泊の、例えばトイレももちろん外ですし、そういった状況もあったのではなかろうかと思うんですけども、ちょっと積極的に貸してというのがなかったようなので、そしてあわせて職員も施設で泊まってないかんというような状況もあったりして、天文台ですとか、当時は情報センターの建物であったと思うんですけども、そういったところでの夜間の勤務とかいうこともあってだろうとは思うんですけども、とにかく利用者がだんだん少なくなったので、移住・定住のほうで使っていただいたんですけども、29年度は実際の利用は誰もなかったと、こういうのが実態でございまして、だけでもそれを承知で使いたい、使わせてほしいというようなことがありましたら、これから検討していきたいなと思ってございますので、全く使わないでとか、潰していこうとか、そんなことは考えておりませんので。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 昨年12月のセミナーハウス未来塾条例の廃止のときにも、私、質疑をさせていただきました。なぜかという、このセミナーハウス未来塾条例の中に、紀美野町星の動物園条例の第4条第5号に関連した文言が入っておって、この5号も一緒に削除するという上程であって、それで質疑をさせていただいたわけありますけれども、もともとの星の動物園条例の第4条には、星の動物園は次に掲げる事業を行うということで、第5号に前各号の事業を行うため、バンガローを初め紀美野町セミナーハウス未来塾との連携を密にし、宿泊の場を提供する事業と、こういうように明記しておったのを削除しています。

ということは、この事業からいうと、どうもバンガローは天文台の事業から外したんじゃないかなと、こういうとり方もできるんじゃないかなと、このように感じましたので、特にこの部分について、明確に教育長からそのバンガローの今後の活用ということをお聞きしたいと思っております。

それと、動物園条例の第9条とか、第10条、9条は利用時間、10条は利用の日数及び時間、この中には専用施設という文言でバンガロー及び山小屋教室ということで明記されております。また、利用の日数及び時間については、専用施設のバンガローを引き続いて利用することができる日数及び時間は半年以上とする、ただしというようなただし書きもあるんですが、長期にわたっての利用も可能ですよということも明記されておるんですが、この事業としての中で宿泊の場を提供する事業というのを外したことがどうも矛盾していますので、そこら明確な御答弁を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） （5）のところを削除したときには、実際バンガローは29年度全く利用もなかったということもありまして、宿泊に関する業務は天文台はしないという認識でそこを削除いたしました。

しかし、御指摘の9条、10条のところでバンガロー山小屋とか、あるいはそのバンガローについても長期にできるということがありましたので、それはもうちょっともとへじゃないですけど、それはそれで生かしておきながら、その4条の削除した部分のところを今後検討して、利用できるような方向で活用を考えていければなと思ってございますので、またそのときは条例の改正というのもやっていきたいと思いますが、現在のところ、その9条、10条がそのまま残っているというの、ちょっと私のほうも認識しておらなかったもので、申しわけなかったんですけども。それが現状でございますので、御容赦いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） なぜそれを話させてもらうかということ、12月の3回目の質疑で今の矛盾が出ますよということで、教育長さんに質疑をかけさせていただいたところ、やっぱり僕はもうそれを削除するということについてはもう一度検討する余地があるんじゃないかと、こういう問いかけをさせていただいたところ、教育長さんから確かにおっしゃられるとおりでと思いますと、再度私ども、もう一度検討したいと思います。ここの部分についてはという明確な御答弁をいただいておりますので、きょう、この質問をさせていただいて、明確な答えがもう出されておると、こういうように思いましたので、質問をさせていただきましたので、必ず6月議会にはその姿を我々にはお見せいただきたいとこのように思いますが、いかがですか。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 御指摘のように、6月議会のときにはきちっとした形で提案させていただきたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 続いて、2問目、わざと2問目に分けておったんですが、観光ビジョンに入らせていただきたいと思います。

先ほど教育長さんからすばらしいビジョンをお聞かせいただきました。そんな中で、町有の有効利用とのかかわりもあるんですが、今後のセミナーハウス未来塾についてのお答え、活用予定のお答えの中で、今後使用していただく方々に安全・安心で活用していただくよう、また地域住民の方々の意見もお伺いして、有効な活用をしていきたいと、このように思っておりますという御答弁であったかと思えます。

そういったことも含めて、セミナーハウスもそうですが、バンガロー等についてもやはり地域の方々にそのバンガローを活用していつはどうかというような御意見も、私自身耳にしたこともあります。

やはり、町有施設の有効利用という観点から、バンガローも含め先ほど来言っております点と線を結んだ施設の観光ビジョンということも大事であろうかと思いますが、天文台を核としたその周辺の施設を友好的に地域の皆さん方と共有しながらしっかりと活用を図っていただいて、より多くの天文台の観望者を動員させる一助とできるような方法論を考えていく考えはないのですか、お尋ねします。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 実は、きょうもこういう天気ですけども、中学生ですけども、天文台で星は見れませんけども、これは奈良市内の中学校なんですけど、120人ぐらいと聞いておるんですけど、たまゆらのほうで泊まりまして、天文台へ来ると。だから105センチの望遠鏡というのはお見せするわけにはいかないんですけど、天文台を訪問してくれるという話も聞いております。

先ほど、研究員に聞きましたら雨でも来ますよということであったので、私もちょっとお会いしたいなと思っておりますので、ちょっと行きたいなと思っておりますけども、そういった形で、あるいは国吉のほうで、何人かの人らでいろんなことを考えておるといふうな話も聞かせてもらっております。

だから、積極的に前向きにこの有効活用というんでしょうか、する中で天文台を中心

とした一つのスポットにして、そんなんになっていったらなということも強く思っておりますので、本当に地域の人らの意見とか、あるいは積極的に活用したいと前向きなそういう声を十分組み入れていけるように頑張りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） ありがとうございます。

もう一点だけお願いしたいと思います。今、奈良県の団体の方が見えていただいているということでございます。今後もそうやって他府県の皆さん方が団体でみさと天文台へお越しいただくためにも、せめて中型のバスが天文台へ上がれるようなことも、やはり考えていただくことによって、地域の活性化にもつながるのではないかなとこのように思っておりますので、そこらの点も再度お尋ねしたいのと、もう一点、先ほど来教育長から答弁ございました、地域の住民の方々の意見を聞いてという言葉聞かせていただいて安心をしておるのは、やはり国吉地域の地域おこし、まちおこしの一つの中での地域おこしの拠点になるような施設ってということも必要になってこようかと思っておりますので、ぜひともそういった地域住民の方々の意見を十分聞いていただいて、さらなる活用を図っていただけたらなと。この2点について質問をさせていただいて終わりたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良裕議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず道路の問題です。これにつきまして、本当は大型バス通れるような道をつけたいんです。しかし、あそこの今の現在の道で、どう検討しても中型バスは無理やという中で、実はいま対向をできる箇所を何カ所かつくっているというのが実情でございますので、これは中型バスを通すとなると非常に急峻なところへまた道をつけていく。そうしたことになりますので、今の現状の小型バス、これによるピストン運転とか、そうしたことで対応をしていきたい。それが安全につながるんじゃないかというふうに思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それともう一つはセミナーハウスのあと、これは教育長が申しあげましたように、地元の方々と協議をしますと。御意見を聞いた上で今後の利用について検討していくと、これはそのとおりでございますので、やはり地元の拠点となるようなそういう利用方法を考えていただければ、町のほうからはそこを使っていただくというのはやぶさか

ではございません。今、両サイドにまだ比較的新しい建物がある。そして真ん中の教室が古いと、こういうふうな状態でございますので、ちょっと中途半端な状態なんですが、両サイドはまだまだ使えると思いますので、ひとつ地元の方々と十分協議をして使えるように、また使っていただけるように協議していきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、七良浴議員の一般質問が終わりました。

続いて、1番、南 昭和君の一般質問を許可します。

1番、南 昭和君。

（1番 南 昭和君 登壇）

○1番（南 昭和君） それでは、通告に従いまして、私からは2点の事柄について質問いたしたいと思います。

まず、町長におかれましては、さきの町長選挙におきまして、4期目の当選、おめでとうございます。町長は過去3期12年における町政運営については、財政健全化をまず念頭に置いて行ってきた。4期目における町政運営は攻めの姿勢で行っていきたいとおっしゃっておられました。

町長の4期目における町政運営についての基本方針をお聞かせ願いたいと思います。

次に、昨年の6月議会の一般質問で、非住宅分野での太陽光発電の導入に伴う自然環境や生活環境、そして景観への影響が懸念される事例を挙げ、また、兵庫県赤穂市における取り組みを紹介し、条例の制定を考えるべきだと訴えました。そのときの町の答弁は、勉強して検討課題ということでした。そのことに関する今現在の取り組みについてお聞きしたいと思います。

以上、2点についてよろしくお願いします。

（1番 南 昭和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 南議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1問目は私から、そして2問目につきましては、住民課長から答弁をさせていただきます。

南議員のまちづくりの基本方針についてということで、御質問がございました。

私は、合併から今日まで、我が町の基礎を固めるため、長期総合計画を初め行政改革

大綱、そして財政健全化計画、また福祉関連、産業関連などの計画を策定をいたしまして、行政運営基盤及び財政基盤を固めてまいりました。そして、同時に、合併後の住民の一体性確保のため努めてまいったところでございます。

議員の皆様を初め住民の皆さん、関係各団体の御協力と全職員の取り組みによりまして、確実に、そして着実に、現在の紀美野町の礎が固まってきたものと思います。

しかし、当町のまちづくりは道半ばでございまして、さまざまな課題がまだ山積をいたしております。私は、残された課題を解決していくとともに、紀美野町を飛躍させるための攻めのまちづくりを進めるため、自然を生かした夢と活気のある町を目指して、各分野の事業を推進してまいります。

教育の分野では、世界で活躍できる人材を育てるため、小中学校でＩＣＴ教育を進めます。このＩＣＴ教育につきましては、このたび和歌山県より、野上小学校がきのくにＩＣＴ教育のモデル学校として選ばれました。また、その一方で、児童が安心して学校生活ができるように、スクールカウンセラー等の拡充を図ります。

当町にとっておこなっている道路整備は、ここ数年で大きく改善してまいりましたが、引き続き国道３７０号や野上清水線のほか、町道を含め道路整備に全力で取り組んでまいります。

さらには、町の活性化には農林業や商工業などの活性化が必要でございます。それには、支援制度の拡充、また販売拠点の整備、観光交流、集客の向上など、また一方では町に新しい風を呼び込むために、Ｉターン・Ｕターン・Ｊターンの定住促進にさらに取り組み、その一環として町営住宅神原団地の建設等、ワンルーム的な住宅建設もあわせて進めてまいります。そして、我が町の宝物である子供から高齢者の皆さんが、健康で生きがいを持って暮らしていけるよう、福祉の充実をさらに努めてまいりたいと思っております。

これらの集大成が、自然を生かした夢と活気のあるまちづくりを達成するものと確信をいたしておるところでございます。

そして、やはり町の主役は町民の皆さんです。皆さんとともに町の活性化を進め、私は、その時々最良の手段を柔軟にかつ着実に実施できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも住民の皆さんが安心して暮らせるようなまちづくりを進めてまいりますので、よろしく御支援、御協力のほどお願いを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、太陽光発電についてという御質問にお答えさせていただきます。

御提案をいただき、町として再生可能エネルギーの利用拡大を推進する中で、法改正等を注視してまいりました。そうした中で、大規模ソーラー発電設置と非住宅分野での太陽光発電設置につきましては、小規模の太陽光発電施設は従来よりメガソーラー発電施設ともに国の環境影響評価法の対象外とすることにつきましては、法改正はございません。

太陽光発電設備は、火力発電所などのように操業に伴う排気ガス、排水、騒音等の大きな影響はなく、施設の供用に伴う影響はほとんどありませんが、しかしながら、施設を計画する段階において、隣接する住民及び地主に説明をするなどの配慮が必要ではないかとの意見があることから、和歌山県太陽光発電事業の実施に係る条例案が、現在開会中の県議会定例会に提案されてございます。本条例が可決施行されることになると、出力50キロ未満のものを除き、土地または造成した土地に設置し発電を行う事業については、この条例に基づき、県へ太陽光事業計画書を提出することになります。条例案の3条には、地域住民の説明として、事業者はその計画書を公表するとともに、説明会を開催しなければなりません。また、条例案の4条には、県はその計画書の提出されたときは、速やかに告示するとともに、縦覧の手続を実施し、市町村長に内容についての意見を聞くこととしています。

その後、事業者は知事より許可を得ることになりますので、町といたしましては、独自の条例制定は必要なくなると考えてございます。

なお、和歌山県太陽光発電所建設に関する主な許認可一覧には、各制度上義務づけられている行為についての根拠法等の説明がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 1番、南 昭和君。

○1番（南 昭和君） 町長の4期目における基本方針というのはよくわかりまし

た。今、この議場にいてる皆さん、当たり前のように認識されておると思うんです。これからの町の、やはり一番の課題ですね。これはやっぱり人口減少対策、そういうことを抜きにしては、今後のまちづくりは、私は語られないとそういうふうに認識しております。

また、過去の議会において、人口減少の抑制をするためにはどうすればいいか、それは私は若年世代の転出を抑えて居住者をもっと呼び込まなければならないと発言させていただきました。そんな中で、昨年6月の議会では、その当時自分の中で発案した案をちょっと三つほど披露させていただいております。

その一つ目として、まずハローワークや近隣の自治体と協議できる環境を整えて、広域的な就労支援体制を確立するべきであると。二つ目として、定住・移住者促進に向けた子育て支援として、それらの方を限定として、またある一定の期間を定めた上での保育料の無料化をしてはどうかと。三つ目として、地場産業の振興に関しては、生産者意欲を高めるためにも、ネット等を駆使して販路経路の拡大を行うと。そうした場合手数料はいただかずに生産者に還元する。そのような制度の立ち上げをしてみてもいい、この三つを提案させていただいたと思います。

そのときの町の答弁としては、今後研究していくという答弁でしたけども、その後の研究結果といいますか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 南議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

若年世帯の誘致、誘客というんですか、それにつきましては、これはもうできるだけそうしたことをやっていきたい、いきたいんですが、あなたはだめですよとは言えません。したがって、来る人は全てこの紀美野町は受けていくという姿勢であります。

また、広域的な就労ということで、これにつきましては、もう皆さんと考えは私は同じです。といいますのは、やはりこの紀美野町に住んで、そしてこの近隣へお仕事に行っていていただく、それはもうあくまでも広域的な中で考えていくべきであろうということで、従来からの考えでもございます。

また、定住者の促進、これにつきましても、今まで平成18年から今日まで70世帯の皆さん方が定住されていると。そうした中で、やはりこれからもこの定住を進めていくことによって、外からの新しい風ですね、これが紀美野町へ入ってくる。そうしたことによりまして、この紀美野町も非常に今変わってきておると思います。そうしたこと

をさらに進めてまいりたい。

また、地場産の販売拡大ですね。これにつきましては、実は先般、県のほうでジェットロという国の機関を和歌山県のほうへ持ってまいりました。そして、そのオープニングもありまして、これからもし海外へこうした産品を出す場合は、このジェットロを利用して、そしてやってくださいという一つのあれも出されております。そんな中で、いかにしてこれを利用し、そして販路拡大を図っていくのか、そうしたことを今後研究してまいりたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） 先ほど、私が考えるところの3点においての進みぐあいというお話を聞きました。そういった中で、やはり実現していくように今後とも頑張りたいという思いが一つと、また、その三つをしたからといって、根本的な人口の減少対策、この抑制にはなかなかならないと私は思っております。それというのも、やっぱり町の財政状況を考えてみた場合、今後当たり前のように人口が減少していくと、そういうふうなことになる、どうしても行政側としては交付税や税収等の減額といいますか、収入がどんどん減っていきます。それとは反比例するような形で、老朽化する公共施設の改修や補修事業費とか、当たり前のように社会保障関係費の増加など、今後の町政運営の先行きってというのは、不透明であると。これはほんまに行政側も私どもも、これは当たり前のように認識しております、

だからこそ、今までは多くの住民が最も求める事業とか制度をそんたくしてまちづくりを進めてきたというのが、私は現状だと思うんですね。それが当たり前のように3期12年において町長が行われてきた財政健全化というのを念頭に置いた、私は町政運営だったと思うんです。

しかし、私はこうも思うんですね。人を育てる、このことこそが、私はまちづくりだと思っております。そして、自分たちの町は自分たちで守るという信念のもと、この場所に立たせてもらっております。今現在、この町の現状を見据えた場合、多くの分野での事業展開をしなければならないのは十分承知しております。しかし、将来を見据えるからこそ、私は教育と子育て支援に特化した事業展開をしていかなければならないと思っておりますが、町長の見解はどうでしょうか。

○議長（美野勝男君） 休憩します。

休 憩

(午後 3時14分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3時15分)

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員おっしゃられるように、やはり人を育てるというのは本当に非常に大事だと思います。したがって、先ほどもちょっと触れさせていただいたんですが、やはりこの世界に通用する人をつくっていくという中で、今回、ICT教育にも着手したと。そして、これがことしは小学校で2校、和歌山県でね、橋本のほうの学校と、それから野上小学校がモデル学校に指定されたというふうなことで、やはり先陣を切ってこの教育のほうをやっていきたい。

また、子育て支援ですが、これにつきましてはもう議員御承知のとおり、この紀美野町は平成18年からみんなの先頭を切って医療費の無料化というふうな、そうしたことももう着手し、そして今ではほとんどの県内の町がそれを実施してきているというふうな状況でございます。

そんな中でございますが、やはり人を呼び込むというのは、非常に難しい。私も聞いておるのに、鳥取の向こうのほうですね、山口県、そのところで実は島があるんですが、その島で実は高等学校を独特な教育方法を出して、そして皆さん来てくださいということでやっただけなんです。そうしたところが、一遍に人口がふえた。しかし、今はまた人口が減り出しているというふうなことで、それがいつまでも続くというふうなことは、今の状況の中ではないと思います。

したがって、議員も言われるように、新しい方策を次から次へ生み出していく。そして人々を引きつけていく、その中の一つが、今紀美野町では何もない町という、これは一つの大きなアピールだと思います。また第2弾として外国人の観光客のない町というふうなことも第2弾って言っていますね。これも国のほうの今審査を受けておるようでございます。審議会に出されているという話も聞いています。

そんな中で、やはり紀美野町はここにありということを言いたいんですが、何分にもこうした人口1万人弱の町です。しかしながら、この小さい町には小さい町のいいところ

ろがあると思います。何かといいますと、福祉関係におきまして、やはりそうした端々まで手が届く、そうした行政ができるということで、今までもそれを進めてまいりました。

そうした小さい町のよいところを、今後とも我々は知恵を絞り、そしてこれを取り入れていきたい、そうした思いでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） 本当に財政状況っていうこの四文字ですね、これを考えた場合に、非常に頭を痛めるところもあった上での知恵を出して、そういった事業を展開していただきたいけども、私の記憶するところなんですが、多少数字に間違いがあるかもわかりません。合併当初でしたら町の借金は1 3 3 億ありました。それが今現在9 7 億まで減っております。また、合併当初の町の基金残高5 億です。それが今現在4 0 億近くになっていると思われま。そういった中で、ある種財政状況も回復してきたと。けども、やっぱり人口減少に伴う先行き不透明感も見えると。けど、私は思うんですね。それならば、町長、町長は3 期1 2 年、この紀美野町でやはり町長も務められて、経験もある、実績もある、そしてその間に培われた、私は当たり前のように政治力もあると思います。そんな中で、僕は借金をしてでも、やっぱり将来に種を植えるというか、子育てと教育、この2 点については、しっかりと事業展開というのを希望したいと思います。このことを最後に申し述べて、1 点目の質問は終わりたいと思います。

次は、2 点目の太陽光発電についてなんです。

○議長（美野勝男君） ちょっと待ってください。答弁要らんのですか。

○1 番（南 昭和君） 要りません。

○議長（美野勝男君） 続けてやってください。

○1 番（南 昭和君） 2 点目の太陽光発電についてなんですけども、去年の3 月に、まさに6 月議会で事例として私は発言させていただきました。長谷宮のお宮さんに太陽光パネルが設置されたと。そういった中で、私、一個人としまして、長谷宮住民の1 人としまして、大変悔しい思いもしました。そんな中で、私自身も6 月議会には条例の制定ということで訴えかけたわけです。それと並行に、やはり県としてでもどうにかならんかなと、私がいつもお世話になっている県会議員の先生にも相談しました。県のほうで条例つくっていただけないのかと。やはり、こうした問題が長谷宮だけでは

なくて、そのほかの紀美野町、ましては県下いろいろな地域で起こった場合には、やっぱりこの町でも自然をまず基本理念にうたったまちづくりを考えています。やっぱり基本理念が揺るぎます。そういった中で、県のほうにも、その先生を通して働きかけました。

そんな中で、その先生からも南さんと、2月の定例会には、一応議案として上程しますと。一応それでたしか議案第44号として、和歌山県太陽光発電の事業の実施に関する条例として上程されております。恐らく本日が可決なされていると思います。

そんな中で、先ほど課長のほうからも、一応、条例に関する骨子について説明がありましたが、その中でももちろん条例案についても課長のほうは理解されておると思うんですが、例えば、50キロワットの発電量、発電設備ですね、これ太陽光パネルに換算した場合に、どの程度の面積があればこれできると思いますか。ちょっとお答え願います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 50キロを面積に換算いたしますと、パネルの大きさ等にもよりますし、出力にもよりますので、おおむね500平方メートルから1,000平方キロメートルということでございます。それを想定しているようです。

○議長（美野勝男君） 1番、南 昭和君。

○1番（南 昭和君） そうなんです。大体太陽光パネル換算しますと500平米ということになります。500平米ということは、去年のときの事例でお話させていただいた長谷宮の土地は791平米です。そして、恐らく太陽光パネルは、現状見ますと50キロワットです。そうした中でしたら、今回は県の条例にひっかかってくるということですね。ある種、法的拘束力を持たせられるような形。ちゃんとした法的拘束力はないですけども、仮にそういった住民説明の義務化とか、近隣市町村の、その地元の市町村の意見を聞いたりとか、そういったことを踏まえた中で県知事が認定する、不認定するということですね。不認定をした場合には、その事業場というのを勧告して公表します。ここまですきますと、電気は売れません。そんな中で、やっぱり今回の県の条例というのは、そういった意味合いであつたら、今まで開発許可でもそうですけど、1,000平米という枠から一つ下がった中での、ちょっと踏み込んだ条例をつくっていただいたなという思いはあるんです。

ただ、先ほど課長の答弁で、町としてはもう必要はないんやという発言がありましたけども、ただこれちょっと私、素人考えなんですけども、仮に一つの土地、791平米

ですね。それを太陽光発電として活用しようと。それならば、500平米にパネルの面積になります。それやったら土地を分筆しようじゃないかと。所有者を2人にしようじゃないかと。それで一連のところには500平米あるけどもというて、掘り起こせば掘り起こすほど抜け目というんですか、そういうことも考えられると思うんですよ。それで、そういった意味合いの中でも、私は町としてでも、やっぱり県の条例が全てこれである種規制できるとは私は思っておりませんし、ましてやうちの町の場合は、この町長4期目でも言われています。自然を生かした夢と活気のあるまちづくりやと。やっぱり自然ということをいの一番に紀美野町はうたっております。この景観とかそういったことを重視する上では、また新たにその上に、もう一つ踏み込んだ形の条例制定というのは考えていないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員の御質問にお答えをいたしますが、それ今のこの条例制定というのは現在考えておりません。といいますのは、議員おっしゃられるように、確かに土地を利用する側から言えば、やはりこれは自分の土地やから自由に使いたい、それが当たり前の話やと思うんです。しかし、一方では、それをされたら困ると。やはりプラスマイナスがありますので、やはり規制もそこまで規制すべきかなという懸念もありますので、今後、一定動向を見ながら勉強していきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 1番、南 昭和君。

○1番（南 昭和君） そうなんです。私も当たり前のように個人の財産権を害するようなことは思ってもいません。ましてや、自然再生可能エネルギーの促進ということに反対しているものでもないです。ただ、どうしてもやはり今までの事業の進め方というのは、地元説明会もなしに、好きなようにしてできたらできたものの勝ちやというような状況であったからこそ、今、問題提起としてここでお話させていただいているわけです。

ただ、それでちょっと2月の農業委員会のほうの形では、一応11筆におけるそういうような転用許可、太陽光発電として転用許可、11筆というのが申請されて、これは可決されたそうです。現に毛原中地区においてでも、昨年末よりも太陽光パネルの設置工事というのは進んでおります。けどこの場合は、国道370号よりも下のところで、陰になったところでなかなか見にくいと。近隣には人家もないし、そういった中で環境

とか、生活環境に影響を及ぼすのではないやろうなというようなところに設置されています。そういう場合は僕は大いに結構やと思うんです。

ただ単に、地元の理解を得られれば、それだけのことなんですよ。そんな中で、町としてもしっかりとそれを踏まえた形で、勉強していただくということですので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、南議員の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回１３日の定例会は、議案第２７号からの補正予算審議からとします。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日は、これで散会します。

（午後 ３時３０分）